





安全センター情報 2000 年 8 月 号 通巻第 267号 2000 年 7 月 15 日発行 毎月 1回 15 日発行 1979 年 12 月 28 日第三種郵便物認可

労働安全衛生をめぐる状況 99→00

全国労働安全衛生センター連絡会議

第11回総会は7.22-23 泉州・淡輪

全国安全センターの第11回総会は、7月22日(土)14:30-23日(日)12:00、泉州・淡輪(たんのわ)で開催します。会場は、関西労働者安全センターのご協力により、(社)大阪府トラック協会の保養施設「淡輪センター」を手配していただいています。

交通は、南海電鉄南海線「淡輪(たんのわ)駅」徒歩3分。「淡輪駅」までは「なんば駅」から約 1時間(新幹線「新大阪駅」から「なんば(難波)駅」までは約20分)です。

「淡輪駅」には普通電車しか止まらず、南海電鉄の乗り方が多少複雑ですので、ご注意下さい。「なんば駅」から約1時間というのは、特急サザンで「泉佐野駅」で普通に乗り換えるか、急行で「尾崎駅」で普通電車に乗り換えた場合で、普通電車のままだと1時間半以上かかります(「なんば駅」発の電車は、12時、13時、14時台とも、10分発特急サザン、12分、33分、50分発急行があります)。なお、特急ラピート、空港急行は関西空港行きなので「淡輪駅」には行きません。

* 出欠および委任・書面票決用の葉書は、前(2000年6月号)号に同封させていただいております。議案の送付が遅れてしまったことをお詫びいたします。よろしくお願いいたします。

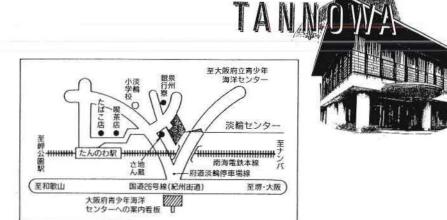
記

日時: 2000年7月22日(土) 14:30-23日(日) 12:00

会場: (社)大阪府トラック協会「淡輪センター」

〒599-0301 大阪府泉南郡岬町淡輪901 TEL(0724)94-3788

参加費: 10,000円(宿泊費・食費込み)



- ●南海電鉄本線「淡輪駅」下車徒歩約3分
- ■国道26号線(紀州街道)より府道淡輪停車場線を北へ300m

特集/日	本の労働安全衛生	S. S
労働安全	と衛生をめぐる状況 1999年→2	000年
1 労働	災害の発生状況	2
2 職業	病の発生状況等	3
	安全衛生全般	
4 労働	災害防止対策	7
5 労働	者の健康確保対策	8
	物質対策	
7	補償対策	9
統計資料	科 基本統計	11
	労災審查·再審查関係資料 —	21
	外国人労働者の労働災害	
労働安全	全衛生関係日誌	30
安全セン	ター情報 1999年度目次	44
事故災害	客防止安全対策会議報告書	50
全国安全	èセンター規約・規定	55
全国安全	センター第11回総会議案	
第1号議案	: 活動報告と方針案	35
第2号議案	1999年度収支決算案	40
第3号議案	2000年度収支予算案	42
第4号議案	2000年度役員体制案	43

1999年→2000年

1. 労働災害の発生状況

労働省が発表した1999年の死亡災害発生状況によると、1999年に労働災害によって死亡した労働者数は1,992人で2年連続2,000人を下回ったものの、前年比8.0%(148人)の増加となっており、楽観できる状況にはない。業種別では、建設業794人(全体の39.9%)、製造業344人(同17.3%)、陸上貨物運送業270人(同13.6%)の順で、この3業種とも各々前年比9.5%(69人)、12.8%(39人)、20.0%(45人)、増加している。

1999年の休業4日以上の死傷災害は、137,316 人と過去最低で、前年比7.4%(10,932人)の減少となった。業種別でも、製造業38,840人(全体の28.3%)、建設業35,310人(同25.7%)、陸上貨物運送業14,590人(同10.6%)の順で、この3業種とも各々前年比8.1%(3,429人)、7.4%(2,807人)、6.7%(1,056人)、の減少となった。また、「その他」として一括された業種の内訳では、「卸売業または小売業」が16,123人で前年比4.9%(832人)減少、「ビルメンテナンス業」が2,548人で前年比10.0%(284人)減少したものの、「清掃業」は1,767人で前年比1.8%(31人)増加した。

一時に3人以上の死傷者を伴う「重大災害」は、1968年の480件を最高に、その後減少傾向を示していたが、1985年の141件以降増加傾向を示しており、1999年は214件と前年比6.5%(13件)増加。これによる死傷者数は1,789人で、前年比62.2%(686人)、死亡者数も95人で、前年比33.8%(24人)も増加している。

労働省が把握している労働災害統計については、①事業主の届け出た労働者死傷病報告によるものと、②被災労働者またはその遺族の請求等による労災補償に関するものがある。前者は、暦年単位、発生時点でカウント、休業4日以上、業務上外が未確定のものを含む。後者は、年度単位、補償決定時点でカウント、通勤災害・労災保険特別加入者・退(離)職後の発症・死亡を含む、等の違いがある。上記の死亡災害、休業4日以上の死傷災害件数はいずれも事業主の届け出によるものである。死亡災害についてみれば、前者では1998年は1,844人だが、後者によると1998年度は、葬祭料・葬祭給付で3,330人、遺族(補償)給付で3,812人となっている。

労働災害の総発生件数については、労災保険の新規受給者数が一定の目安となると思われる(もちろん民間労働者等についてだけであるにしろ)。1998年度は625,427人で、前年度比3.7%(23,977人)の減少となっているものの、減少傾向は前述の事業主の届け出による死傷災害の発生状況よりも鈍いことがわかる。

毎年7月初めの全国安全週間に合わせて発行されている『安全の指標』(中央労働災害防止協会)は、平成10年版から労災保険新規受給者数のデータを掲載するようになったが、これによると1998年度は576,664人となっている。本誌ではこれまで年度別労災保険新規受給者数のデータを『労災保険事業年報』からとってきたが、『安全の指標』の方の数字は「通勤災害による受給者数は含まれていない」とのことであり、『労災保険労働災害統計年報』からデータをとっている模様である(両年報とも労

働省労働基準局がまとめている、表1一労災保険 関係データは『労災保険事業年報』による)。

しかし、いわゆる「労災隠し」の実態については、 これらいずれの統計にもあらわれてこない。「労 災隠し」として労働安全衛生法違反(第100条届出 義務違反、第120条虚偽報告)で送検された件数 は、ここ何年も60~70件ほどであるが、これが氷 山の一角にすぎないことは言うまでもない。社会保 険庁による「政管健保の保険給付のうち労災扱い としたもの」(当初健康保険で給付を行ったが、あ とで労災の取扱いと判明したもので、被保険者本 人または医療機関に対する『債権発生通知』の発 出件数および額)を本誌2000年5月号ではじめて 紹介しているが、1998年度に全国で5万1千件、 16億円にものぼっている。労働省では「労災隠し」 の推計すら示そうとしていないが、1999年1月22 日の全国安全センターとの交渉で、「送検件数の 何倍かくらいだろうという発想では、もちろんない。 少なくない件数がまだ把握されていないという前提 で考えている」という見解を明らかにした。

「労災隠し」の典型は、事業主による届出もなく 労災請求もされていないケースであろうが、職業 病、とくに(災害性及び非災害性)腰痛について後 述するように、事業主が届け出ているにもかかわ らず、労災補償が(おそらく請求自体も)行われて いないケースが多々あると思われることも問題で ある。逆に、脳血管疾患・虚血性心疾患等の場合 のように、労災請求をしても業務上疾病と認定され ないケースがあることも問題である(表5-1)。いず れにしろ、労働災害・職業病の統計数字をみると きには注意が必要である。

1998年度の労災保険新規受給者数625,427人 を業種別にみると、製造業が201,954人(全体の 32.3%)と最も多く、次いで建設業73,775人(同11.8 %)、以下、運輸業38,250人(同6.1%)、林業4,533 (同0.7%)、鉱業1,720人(同0.3%)、漁業1745人 (同0.3%)、電気・ガス・水道・熱供給業594人(同 0.1%)、その他の事業が302,856人(同48.4%)で ある。

また、1998年度の新規障害者数32,030人(表 1、労災保険の障害(補償)給付の新規受給者)を

業種別にみると、製造業が13.625人(全体の42.5 %)と最も多く、次いで建設業が8,354人(同26.1 %)、以下、運輸業2,558人(同8.0%)、林業670人 (同2.1%)、鉱業272人(同0.8%)、漁業85人(同 0.3%)、電気・ガス・水道・熱供給業22人(同0.1%)、 その他の事業6,444人(同20.1%)、である。

2. 職業病の発生状況等

業務上疾病の発生状況は、事業主の届出件数 によると1998年8,574人、労災認定件数によると 1998年度8.811人で、前者では前年比0.2%(17 人)、後者では0.2%(17人)とともに微増している (表2)。前者の1998年8.574人を業種別にみると、 製造業が2,457人(全体の28.7%)と最も多く、次 いで建設業が1,364人(同15.9%)、以下、運輸交 通業1,100人(同12.8%)、商業・金融・広告業1,014 人(同11.8%)、保健衛生業587人(同6.8%)、接 客娯楽業493人(同5.7%)、清掃・と畜業470人(同 5.5%)、鉱業468人(同5.5%)、農林水産業270人 (同3.1%)、貨物取扱業87人(同1.0%)、その他 の事業264人(3.1%)、となっている。

業務上疾病は、災害性疾病(業務上の負傷に 起因する疾病)と非災害性疾病(職業性疾病)に大 別されている。業務上の負傷に起因する疾病は、 事業主の届出件数によると1998年6,002人、労災 認定件数によると1998年度4,693人で、いずれも 漸減傾向を示している。前者6,002人のうちの81.6 %、4,896人が腰痛(急性腰痛症、腰部捻挫等)で ある。業務上の負傷に起因する疾病については 毎年、前者の数字の方が後者の数字をかなり上 回っていて、事業主が休業4日以上を要する業務 上疾病と判断して届け出ているにもかかわらず、 労災補償が(おそらく請求自体も)行われていない ケースが少なからずあることを示唆している。

一方、非災害性疾病(職業性疾病)については、 事業主の届出件数(1998年2,572人、前年比1.9 %増)によるとおおむね漸減傾向を示しているもの の、労災認定件数(1998年度4,118人)でみると5 年連続の増加となっている。非災害性疾病(職業 性疾病)では一般的に、後者の数字の方が前者の

数字を(著しく)上回っているが、これは、事業主が「認めない」労災申請のケースや退(離)職後の発症・労災申請のケースがあることによるものと思われる。しかし、化学物質による疾病及び非災害性腰痛(表3-1)については逆で、災害性疾病の場合と同様、事業主が業務上疾病として届け出ているにもかかわらず、労災補償が行われていないケースが少なからずあると思われる。

非災害性疾病(職業性疾病)の1998年度の労災認定件数4,118人を疾病分類別でみると、粉じんの吸入による疾病(じん肺及びその合併症)1,424人(全体の34.6%)、身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病(腰痛・振動障害・頸肩腕障害等)1,522人(同37.0%)、物理的因子による疾病612人(同14.9%)、化学物質等による疾病202人(同4.9%)、細菌・ウイルス等の病原体による疾病183人(同4.4%)、その他の疾病118人(同2.9%)、職業がん57人(同1.4%)、の順となっている。身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病は4年連続、細菌・ウイルス等の病原体による疾病は3年連続で増加し、職業がん、その他業務に起因する疾病も前年と比較して増加している(表2)。

身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病については、その小分類でみても、振動障害、頸肩腕障害等、非災害性腰痛のいずれも2~3年連続して増加している(表3-1)。なお、頸肩腕障害等についての労災認定件数の増加は、1997年2月3日基発第65号通達「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」によって認定基準が改正されたことの影響が大きいと思われる。

脳血管疾患・虚血性心疾患等についても、1995年2月1日付けの認定基準の改正(基発第38号)によって、労災認定件数の増加がみられたものの、その後は横ばい状態になっている(表4-1)。1999年9月14日付けの基発第544号通達で「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針」が新たに策定されて以降、精神障害等に係る労災請求件数が1998年度の42件から1999年度には4倍近い155件にまで激増、認定件数も1998年度4件から1999年度14件となっている。

職業がんの労災認定件数は、1998年57人と、前年と比べ50.0%(19人)増加した(表5)。じん肺に合併した肺がんを含むその他のがんが0人であるものの、石綿による肺がん・中皮腫が42人と前年の2倍近く(20人)増加したことによるもの。その他は、ベンジジンによる尿路系腫瘍7人、コークス・発生炉ガスによる肺がん4人、クロムによる肺がん・上気道がん2人、砒素による肺がん・皮膚がん1人、β-ナフチルアミンによる尿路系腫瘍1人、である。一方、健康診断の結果についてみると、定期健

一方、健康診断の結果についてみると、定期健康診断、特殊健康診断ともに、有所見者の割合が、 経年的に増加し続けている(表6)。

定期健康診断受診者のうち所見のあった者は1998年41.2%とはじめて40%を超えたが、項目別の有所見率でみると、高い方から順に、血中脂質23.0%、肝機能13.7%、血圧9.7%、聴力(4,000 Hz)9.4%、心電図8.5%、等となっている(ただし、定期健康診断に関するデータは、健診結果の届出義務のある50人以上規模の事業場についてのものである)。

特殊健康診断受診者のうち所見のあった者は1998年5.8%であるが、受診労働者数が多いものについて対象業務別の有所見率をみると、有機溶剤5.9%(受診労働者数524,337人)、騒音17.5%(同212,023人)、電離放射線3.7%(同160,606人)、キーパンチ・VDT4.5%(同168,475人)、鉛1.8%(同107,723人)、等となっている(騒音とキーパンチ・VDTについては法定特殊健診ではなく、指導勧奨によるもの)。

じん肺健康診断については、1998年の有所見率は7.5%で、経年的に減少傾向を示している(表6)。しかし、法定のじん肺健康診断の結果で労災認定の対象となりうる管理区分4及び合併症り患者の数は各々23人、20人で合計43人(1998年、表6)。しかも、これには1998年以前に労災認定されている者も含まれているにもかかわらず、1998年度にじん肺及びその合併症で新規労災認定された者は1,424人、事業主の届け出た件数でも1,201人(表2)いる。これは、粉じん作業に従事中であってもじん肺健診以外の場でじん肺を発見されたり、粉じん作業から離・退職後に発見または発

症したケース等の方がはるかに多いことを示しているものと思われる。

労働省は1998年7月20日に、5年に一度実施されている「平成9年労働者健康状況調査結果」を発表している。これによると、健康診断の実施状況は84.8%で、前回(平成4年)の85.7%を下回った。事業所規模別では、100人以上規模では実施率は99%を上回るが、10~29人規模では80.6%と低くなっている。また、何らかの「健康づくりの取り組み」を実施していると答えた事業所は46.4%で、前回の43.9%よりやや上昇。「心の健康対策(メンタルヘルスケア)」の実施率26.5%(前回は22.7%)、「喫煙対策」の実施率47.7%(前回は34.1%)とも前回よりは上昇している。

一方、労働者に対する調査では、ふだんの仕事で「身体が疲れる」労働者の割合が72.0%、「神経が疲れる」が74.5%で、ともに前回(それぞれ64.6%、70.1%)を上回っている。仕事や職業生活で「強い不安、悩み、ストレスがある」労働者の割合は62.8%(前回57.3%)で、その内容は「職場の人間関係の問題」(46.2%)、「仕事の質の問題」(33.5%)等が高くなっている。「翌朝に前日の疲労を持ちこすことがときどきある」が42.7%で、「よくある」11.3%、「いつも持ちこしている」4.4%を合わせると、約6割の労働者が疲労を翌朝に持ちこすことがあるとしている。また、ふだん何らかの自覚症状のある労働者の割合は83.7%。自覚症状の内容では、「肩、腕、首すじのこり・痛み」51.9%、「目のかすみ・疲れ」44.1%、「腰の痛み」39.9%等の割合が高くなっている。

なお、労働省の委託で約1,000事業所、約1万人の作業者を対象に3年間にわたって調査研究を進めてきた、「VDT作業の労働衛生管理のあり方についての調査研究委員会報告」が1999年3月にまとめられている。多面的な研究が行われているが、VDT作業者の健康状態に関しては、肩こりなど肩の症状の有訴率が非情に高く(若年女性で約60%)作業時間が長いほど高い、作業後に目が疲れるという症状の有訴率は性別、世代、作業内容を問わず約25~30%、目の症状はコンタクトレンズ装着者が非装着者に比べて高い、メンタルストレスの有訴率は中高年男性の繁忙時長時

間作業で13~21%と高い、などの結果が明らか になっている。

3. 労働安全衛生全般

以上みてきたような統計数字に加えて、1999年度には東海村ウラン燃料加工施設JCO臨界事故やH-IIロケット打ち上げ失敗、鉄道トンネルにおける相次ぐコンクリート落下事故等に象徴されるような「わが国の技術基盤の信頼性を揺るがす重大事故」が発生している。

政府はこのため、労働省や科学技術庁などの 関係省庁の局長クラスで構成される「事故災害防 止安全対策会議」を1999年10月6日に設置し、12 月8日に報告書(50頁に掲載)をとりまとめ、同月 10日に閣議で了承を得た。労働省は同月17日付 け基発第721号で同報告書を関係業界団体に通 知している。この報告書では、「安全文化」の創造 一組織と個人が安全を最優先にする気風や気質 を育てていくことが重要としたうえで、リスクマネジメ ントシステムの普及・促進(労働省のOHS-MS指 針、包括的なJIS指針の策定)、フェイル・セーフ(仮 にエラーが発生してもすぐには事故につながらな いようにする)の視点に立った機械・システムの設 計・開発、万が一事故が発生した場合においても その被害・影響を最小限に抑える体制づくり、再発 防止のための徹底した原因究明と事業者等の責 任の明確化などを提言している。

1998年3月24日に公示された「第9次労働災害防止計画」(1998年3月号)は、1998-2002年の計画期間中に、①一進一退を繰り返している死亡災害の現状を打破して大幅な減少を図る、②労働災害総件数を20%減少させる、③じん肺、職業がん等の職業性疾病の減少、酸素欠乏症、一酸化炭素中毒等の撲滅、④労働者の健康の保持増進および快適な職場環境の形成推進、を目標に掲げた。

同年9月には、「今後の労働安全衛生行政を考える上での基本的考え方と労働安全衛生行政における今後の対応の方向」を検討したとされる科学顧問報告書「今後の労働安全衛生行政の在り方について」がまとめられている(1999年3月号)。

1999年1月21日、中央労働基準審議会は、「労働安全衛生対策の見直しについて」建議を行った(1999年3月号)。ここで取り上げられたのは、①深夜業に従事する労働者の健康確保、②化学物質の管理、③労働安全衛生マネジメントシステム(OHS-MS)、である。建議に基づいて労働安全衛生法等が改正され(平成11年法律第45号)、本(2000)年度から施行されることとなったが、法改正に盛り込まれたのは①、②関係の一部だけである(②については「6. 化学物質対策」の項参照)。

深夜業対策は、直接には、労働基準法、男女 雇用機会均等法等の改正により、1999年度から 女性労働者に対する時間外・休日労働、深夜業 の規制が解消されることに対する対応という面をもつ ていた。ここでは、深夜業のガイドラインおよび深夜 業従事労働者の健康確保対策が焦点となったが、 建議および法改正に盛り込まれたのは、後者のみ で、深夜業に従事する労働者の自発的健康診断の 結果の提出、記録、医師等からの意見聴取等が規 定された。この自発的健康診断の項目は定期健康 診断項目と同一とされたが、受診に要した費用の3/ 4相当額(上限7.500円)を助成する「自発的健康診 断支援事業」が都道府県産業保険推進センター等 を窓口にしてはじまっている。自発的健診の結果 に基づき講ずべき措置の例示として、深夜業の回 数の減少および昼間勤務への転換を加えた、「健 康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関 する指針」の一部改正も行われている。

深夜業のガイドラインに関しては、主要業種ごと の労使による自主的ガイドライン作成支援事業と いうかたちで1999年度からはじまっており、初年度 4業種、今年度新たに4業種で開始の予定という。

労働安全衛生マネジメントシステムについても 法律ではなく、1999年4月30日付け労働省告示 というかたちで「指針」が示された(1999年8月号)。 これ以前に、中央労働災害防止協会がOHS-MS 評価基準を、また、自動車産業経営者連盟、日本 化学工業協会、日本鉄鋼連盟が独自のOHS-MS または労働安全衛生管理指針を策定していたが、 労働省では中災防に委託してOHS-MSの普及促 進事業を開始するとともに、同年11月には建設業 労働災害防止協会もOHS-MSガイドラインを策定した(今年度からは適合性確認の登録制度も開始される予定という)。

「労働災害発生の潜在的危険性を減少させ、事 業場の安全衛生水準を向上させるための、新たな 安全衛生管理手法」と喧伝されるOHS-MSは、海 外の動向に触発されたものでもある。すでにイギ リスのBS8800をはじめ、オランダ、オーストラリア 等でOHS-MSの規格・ガイドライン化が行われ、 国際規格の開発をめざして、イギリス、アイルラン ド等の規格協会やロイド等の審査・登録機関が参 画するOHSASが同年4月にOHS-MSの「仕様」 を発表するなどあわただしい動きがある。品質(ISO 9001シリーズ)、環境(ISO14001シリーズ)に関す るマネジメントシステムの国際規格をすでに策定し ているISO(国際標準化機構)でOHS-MSも開発 すべしという議論は1997年にいったん見送られた ものの、昨(1999)年末イギリス規格協会が作業 再開を提案していた。

これに対して、ICFTU(国際自由労連)など世界の労働組合は、労働者の安全と健康に関する問題は政労使三者構成の機関で議論されるべきであるとISOでの作業に反対、今年4月のISOの加盟各国投票の結果はイギリスの提案を否決した(提案に賛成29か国、反対は米、独、仏等20か国、日本を含む3か国が棄権=可決には2/3以上の賛成が必要)。一方、ILO(国際労働機関)が現在OHS-MSの国際ガイドラインを作成中であり、今年9月までに草案をホームページ上で公示、同年末までに最終草案が発表される予定。来(2001)年4月にジュネーブで専門家会議を開催した後、6月にILO理事会でガイドラインの出版を承認する予定とされている。

海外のOHS-MSアプローチにおいて核心的要素のひとつと目されるリスクアセスメントについて、労働省指針ではまったくふれられておらず、解説通達(1999年4月30日付け基発第293号)で、「危険又は有害要因を特定」(これは一般的にはリスアセスメントの前段階のハザーズアイデンティフィケーションであるが)する場合に、「必要に応じ、セーフティアセスメント手法、リスクアセスメント手法等を

用いること」とされているのみである。しかし、1999年6月に中災防が「職場におけるリスクアセスメントのガイドブック一日本版・職場のリスクアセスメント標準モデル」を発行し、日本化学工業協会(ケミカルリスク研究会)もリスクアセスメント・システムを開発(http://www.chemrisk.org/system/chemphes.html参照)、同年7月に発行された「労働安全衛生マネジメントシステム導入実践マニュアル」(小木和孝監修、通産資料調査会)ではより実践的なリスク評価手法が紹介されるなど、この面でも今後様々な調査研究や取り組みが促進されることは間違いないだろう。

なお、省庁統合・改革によって来(2001)年1月から労働省と厚生省が統合されて厚生労働省が発足する。これに先だって都道府県段階では、2000年4月1日から、労働基準、女性および職業安定の労働行政の3地方機関を統合した都道府県労働局がスタートした。新たな体制のもとにおいて、中央、地方いずれのレベルにおいても労働基準、労働安全衛生、労災補償等の関係施策が後退することがなく、かえって従来の縦割り行政の弊害が改善されるようにチェックしていく必要がある。

4. 労働災害防止対策

個別具体的な労働災害防止対策では、2000年3月21日付け基発第149号「化学プラントに係るセーフティ・アセスメントについて」で、1976年の基発第905号通達で示した「化学プラントにかかるセーフティ・アセスメントに関する指針」が24年ぶりに改正された。ここでは指針の枠組みを見直すとともに、新しい安全評価手法の導入、評価項目の見直し等が行われ、安全性の評価は、化学プラントの試運転開始までに行うこととしたうえで、①関係資料の収集・作成、②定性的評価、③定量的評価、④プロセス安全性評価、⑤安全対策の確認等、の5段階により行うものとされている。

製造業、建設業を問わず日常的に頻繁に行われる玉掛け作業に関して、2000年2月24日付け基発第96号で「玉掛け作業の安全に係るガイドライン」が策定された。最近10年間のクレーン及び

移動式クレーンに係る死亡災害の発生状況を見ると、不適正な玉掛け方法等が原因とみられる災害による死亡者が毎年50人程度となっていることから、「作業標準」の作成、「玉掛け作業責任者」の指名等を求めているほか、主な玉掛け用具の点検方法および判定基準も示している。

機械設備の労働災害防止対策では、1998年7月28日付けで基発第464号「工作機械等の制御機構のフェールセーフ化に関するガイドライン」が策定されているが、2000年度には、すべての機械設備に包括的に適用される安全基準に係る指針等が策定される予定である。機械類の安全性に関しては国際規格(案)ISO/CD12100やEU指令等があり、いずれもハザード・アイデンティフィケーション、リスク・アセスメント、リスク・マネジメント等の基本原則を示しているところであり、それらの内容に沿ったものとなることが期待される。さらに、メーカーからユーザーに対する「危険情報の開示のガイドライン(仮称)」も策定される予定である。

建設業関係では、ジャッキ式つり上げ機械の調整・運転の業務を特別教育の対象とし、建設工事の作業においてジャッキ式つり上げ機械を用いて荷の上げ下げ等の作業を行う場合に講ずべき措置等を定めた、労働安全衛生規則の一部改正が1999年8月13日に行われ、同年10月1日(特別教育関係は2000年1月1日)から施行されたほか、「木造家屋等低層住宅建築工事安全対策推進モデル事業」や「専門工事業者安全管理活動等促進事業」等が実施されている。2000年度には、保守・点検・改修工事等における工事施工業者および設備所有者による安全対策のガイドライン策定に向けた検討が行われる予定という。

1999年2月にJR山手貨物線で作業者5人が死亡するなど、列車との接触災害が多発していることから、1999年9月16日付け基発第550号で「軌道内等の作業における列車との接触災害防止のためのガイドライン」も策定された。ガイドラインでは、事業者が講ずべき措置のほか、鉄道事業者に対しても、工事の発注に際して防災対策の実施に支障のある条件を附さないこと、変更があった場合も含め列車の運行ダイヤを確実に事業者に

連絡すること、事業者が行う教育・訓練に対して必要な指導・援助を行うこと、などを求めている。

2000年3月14日には、近年、産業廃棄物処理 業等において、スプレー缶内のLPガスによる爆発 災害、多種の産業用廃油の混合による爆発災害、 容器をガス溶断中の爆発災害等、産業廃棄物の 処理過程における爆発・火災が多く発生している 状況にあるとして、MSDSや産業廃棄物管理票(マニュフェスト)等による危険性情報入手の徹底等を 指示した基発第127号「産業廃棄物処理業等にお ける爆発・火災の防止について」を発している。

2000年5月30日付けの労働衛生課長事務連絡では、1989~1999年の「熱中症による死亡災害発生状況」についてまとめ、1994・95年に猛暑により20件台の死亡災害が発生した後は10件前後で推移したが、1999年には再び猛暑により20件となったとして、被災が集中する炎天下での屋外作業とくに建設業において予防対策を徹底するよう呼びかけている。

なお、「コンピュータ西暦 2000年(Y2K)問題」に関しては、労働省は2000年1月6日に、「都道府県労働基準局、労働基準監督署からY2Kに直接起因する災害が発生したとの報告はなかった」としている。Y2Kによる不測の事態に備えるため、労働省では1999年5月13日付け基発第305号(1999年9月号)で危機管理計画を作成するよう要請し、同年11月25日付け基安発第32号で年末年始の緊急連絡体制を敷くとともに都道府県労働基準局に対して12月31日から翌1月1日に操業を予定している管内事業場の把握を指示していた。

5. 労働者の健康確保対策

1996年2月21日付け基発第75号で「職場における喫煙対策のためのガイドライン」が策定されているが、これによる取り組みがいまだ十分とは言えないこと、WHO(世界保健機関)が「たばこ対策のための枠組み条約」の検討を開始したこと等から、2000年3月31日付け基発第217号によって「職場における喫煙対策推進のための教育実施要領」が策定された。ここでは、経営首脳者、管理者お

よび喫煙対策担当者を対象にした計3時間の教育 カリキュラムが示されている(都道府県快適職場 推進センターで2000年秋から実施の予定)。10人 程度のグループ討議で行う「喫煙対策事例の発表 および意見交換」に1.5時間を当て、「喫煙対策に 取り組んでいる事業場が講師の場合」、「受講者に 喫煙対策に取り組んでいる事業場が少ない場合」、 「喫煙対策に取り組んでいる事業場が相当数参加 している場合」の3パターンの討議の進め方を想定 していることが特徴である。

2000年6月6日には、労働者のメンタルヘルス対策に関する検討会報告書「労働の場における心の健康づくり対策について」(2000年7月号)がまとめられ、労働省は「心の健康づくり指針(仮称)」を策定する予定である。なお、これとも関連して、労働福祉事業団が運営する全国11の労災病院で、「勤労者心の健康相談」窓口が開設され、専用フリーダイヤル(横浜・中部)や電子メール(横浜)による相談も受け付けているという。労災病院を核としたメンタルヘルス面における病診連携登録医制度の在り方についても検討を行う予定という。

また、労働省では1999年度から中央労働災害防止協会に委託して「小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業」を開始している。登録された中小企業団体に対して、2年間、事務局経費、安全衛生教育や安全衛生パトロールの活動費用の援助、専門家のアドバイス等を受けられるというもの。今後、心身両面にわたる健康保持増進対策(THP)の一層の普及を図るために、新たに「中小規模事業場健康づくり事業」を実施する予定。第三次産業の中でコンビニや介護福祉業、テーマパーク等を対象にした「成長産業における安全衛生活動基盤整備事業(仮称)」も検討されている。

東海村JCO臨界事故を受けては、原子力施設で核燃料物質等を取り扱う業務に従事する作業者を特別教育の対象とし、作業規程の作成を義務づけるなどの労働安全衛生規則・電離放射線障害防止規則の改正が行われ、事故発生から4か月後の2000年1月30日に施行された。

なお、ICRP(国際放射線防護委員会)1990年勧 告等を取り入れる(放射線被曝限度: 実効線量当

量限度「1年間につき50mSv」→実効線量限度「5 年間につき100mSv、かつ、1年間につき50mSv」 等) 電離放射線障害防止規則等の改正を行い、 2001年度から施行される予定である。

また、「ずい道建設工事における粉じん対策に 関するガイドライン(仮称)」の策定、「VDT作業の ための労働衛生上の指針」の見直しも予定されて いる。

6. 化学物質対策

「3. 労働安全衛生行政全般」で述べたとおり1999 年の労働安全衛生法改正では化学物質対策が柱 のひとつとなっており、具体的には、①化学物質等 の有害性等の情報の通知 (MSDS(化学物質等安 全データシート)の法制化)と、②学物質等による 労働者の健康障害を防止するため必要な措置に 関する指針の公表、が規定された。労働安全衛生 法施行令で①の通知対象物質が指定され(合計631 物質)、労働安全衛生規則で、1%を超えて含有す る物が対象となり、通知の方法等が定められた。 2000年3月31日付けで「化学物質等による労働者 の健康障害を防止するため必要な措置に関する 指針」(2000年5月号)も策定されたが、ここでは、 有害性等の特定(ハザード・アイデンティフィケー ション)およびリスクアセスメントを実施することと明 記していることが特徴のひとつである。

前出の「産業廃棄物処理業等における爆発・火 災の防止対策」や1999年10月29日に首都高速 道路で過酸化水素水を積載して走行中のタンクロー リーが爆発した事故に際して関係業界に出した要 請等においても、今回法制化されたMSDSやイエ ロー・カード(日本化学工業協会が推奨している緊 急措置・連絡通報事項等を記載した書面)等を活 用して情報を入手し、必要な対策をとることが強調 されている。また、モデルMSDSの作成や有害性 等に関する情報の評価などを目的として、中災防 の産業安全会館(東京・港区)内に「化学物質管理 支援センター」が2000年6月に開所している。

ダイオキシン類に関しては、1999年4月7日付 け基発第231号「ごみ焼却施設におけるダイオキ シン類対策の徹底について」が示され、同年6月 に厚生省・環境庁が耐容1日摂取量(TDI)を見直 し、7月には「ダイオキシン類対策特別措置法」が 制定されたが、1999年12月2日付けで「ダイオキ シン類による健康障害防止のための対策要綱」が 策定された(基発第688号、2000年4月号)。これ は、焼却炉や集じん機等の内部で行う灰出し、設 備の点検・保守作業、外部で行う焼却灰の固化・ 運搬作業等を対象として、施設管理者、受託事業 者または関係請負人の実施事項等を示している。

労働安全衛生法第57条の2第1項では、新規 化学物質を製造・輸入する事業者に、がん原性の スクリーニング試験である微生物を用いる変異原 性試験による有害性調査(平9.6.2基発第537号) の実施・届出を義務づけており、制度実施前に導 入された既存化学物質については、国が計画的 に変異原性試験を実施していくこととしている。こ の結果、変異原性が確認された化学物質につい ては、順次公表され、「変異原性が認められた化 学物質による健康障害を防止するための指針」(平 5.5.17基発第312号)の対象とされてきているが、 最近では、2000年3月31日付け基発第233号の 3により、新規化学物質32物質、既存化学物質5 物質が追加され、新規261物質、既存113物質、 合計374物質となっている。

7. 労災補償対策

総務庁行政監察局は1999年12月21日、労働 省に対して「労災保険事業に関する行政監察結果」 に基づく勧告を行った(2000年1・2月号)。主な勧 告事項は、①労災保険未加入事業の解消、②労 災病院の在り方の見直し、③その他の労働福祉事 業の見直し、④労働福祉事業の評価および労災 保険財政に係る情報開示の推進、である。また、 ①認定業務の迅速な処理、②滞納保険料および 第三者行為災害に係る債権管理の改善、③産業 保険推進センターの産業保健相談員の配置の見 直し等、④労災ケアプラザ事業および在宅介護支 援事業の効果的な運営、についても通知している。

労災保険審議会は2000年1月25日、「労働者

災害補償保険制度の改善について」建議を行った(2000年3月号)。建議の内容は、①「健康確保支援給付(仮称)」の創設、②労働福祉事業のあり方の見直し、③特別加入制度の対象範囲の拡大(家庭介護等労働者)、④過去債務分の積立の計画期間の見直し、である。これを受けて労働省が作成した労災保険法・徴収法の改正法案要綱は、①「二次健康診断給付」の創設と、②有期事業に係るメリット制の最高限度額の拡大(±30%→±35%へ)を主な内容としている(2001年度施行予定)。

労働福祉事業に関しては、労働条件確保事業として行われている「未払賃金の立替払事業」の額が急増する一方、不況の影響もあって保険料収入が落ち込んでいることから、1999年度決算から2001年度までの間、現行の労働福祉事業の限度額の枠から、未払賃金立替払事業に要する費用を除外する特例措置が講じられた。この特例措置を今後どうするかを含めて、労働福祉事業の限度額設定方式の見直しが課題にあげられたが、継続検討扱いとされた。

他にも、とりわけ使用者側の意向を受けたかたちで、「労災保険給付と民事損害賠償との併給調整」、「給付基礎日額の年齢階層別最低・最高限度額の調整(年齢による稼得能力への対応)」も検討課題にあげられていたが、いずれも継続検討することとされている。これらの課題と「予防対策、社会復帰・援護対策」、「新たな労働災害に対応する業務上外の認定のあり方」を取り上げて、1999年10月にまとめられた「労災保険制度のあり方に関する研究医会報告書」は、いくつかの具体案を示した上でそれらのメリット・デメリットを論じているが、労働省はこの報告書自体の公表をかたくなに拒んでいる。

1999年12月3日に改正中小企業基本法が施行されているが、サービス業に係る中小企業者の範囲がこれまでの50人以下から100人以下に引き上げられた。これに伴い、従業員数で判断している労災保険の特別加入の対象となる中小事業主等の範囲も同様に引き上げられた。なお、製造業300人以下、金融・保険業、不動産業、小売業の50人以下は従来どおりである。

1999年7月30日には「精神障害等の労災認定に係る専門検討会報告書」(1999年9、10月号)がまとめられ、同年9月14日付けで基発第544号として「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針」が策定された(1999年11月号)。これは、別表1「職場における心理的負荷評価表」を使い、それに「個体側要因の評価」を加えて精神障害等の業務上外を判断しようというもの。同日付け基発第545号によって「精神障害等による自殺の取扱い」についても改めた。前述のとおり、この判断指針作成によって、労災申請件数は4倍近くに増え、認定件数も1999年度には14件となったが、この判断指針の内容および運用上の問題点については注意深くフォローしていく必要があるだろう。

また、2000年3月28日付け基発第177号によって、「精神障害」が労災保険のアフターケアの対象に追加され、気分の障害(抑うつ、不安等)、意欲の障害(低下等)、慢性化した幻覚性障害や妄想性障害、記憶の障害や知的能力の障害といった後遺症状に対して、2000年度から、診察・保健指導、各種検査、精神療法・カウンセリング等、向精神薬・睡眠薬・神経系機能活性剤等の支給が受けられるようになっている。

2000年5月18日付け基発第366号「運動競技 に伴う災害の業務上外の判断について」では、い わゆる「企業スポーツ選手」がオリンピックや国民 体育大会等の国や地域を代表して対外的な運動 競技会に出場中や練習中に被った災害について も、業務上として取り扱う場合の判断基準を示した。

なお、東海村JCO臨界事故で全身を被曝した作業者3人については、水戸労働基準監督署が事故から1か月もたたない1999年10月26日に労災保険の給付を決定した。労働省は、事故当時同事業場内にいた作業者らに健康診断を実施するよう要請するとともに、2000年4月20日には「東海村ウラン燃料加工施設事故に係る被ばく労働者の健康管理の在り方に関する検討会報告書」(2000年6月号)がまとめられ、離職後も含めた健康相談やカウンセリング、健康診断等について勧告している。

表1-2 労災保険アフターケア健康管理手帳交付者数の推移

年度	合 計	C O 中毒 症	せき損	頭頸 部外 傷症	尿道 狭さ く	慢 性 肝 炎	白内障等	振動障害	大腿 骨頭 新等	人工 関節 等	慢性 化膿 性质 し し し し し し し し し し し り し り し り し り	虚心疾等	尿路 系腫 瘍	脳血 管疾 患	有機 溶剤 中毒 等	外 係 に 末 神 損 傷	熱傷	サリン中毒
1967	721																	
1968	721																	
1969	727																	
1970	1,332	614	718															
1971	1,302	686	616															
1972	1,351	624	727															
1973	1,957	1,144	813															
1974	2,154	1,126	1,028															
1975	2,736	1,126	1,266	344														
1976	3,183	1,125	1,501	557														
1977	3,675	1,125	1,802	748														
1978	3,994	1,134	1,847	1,013												·		
1979	4,305	1,143	1,953	1,209														
1980	5,293	1,142	2,398	1,753														
1981	5,186	1,143	2,364	1,679								,						
1982	5,793	1,179	2,688	1,926														
1983	5,414	1,177	2,452	1,785														
1984	6,942	1,176	3,133	2,633														
1985	6,796	683	3,252	2,861														
1986	7,416	676	3,405	3,335														,
1987	10,271	679	4,006	4,775	279	313	219											
1988	11,024	675	4,133	5,207	346	418	245											
1989	14,195	675	4,474	6,054	. 380	513	691	1,408										
1990	14,438	674	4,597	5,559	401	578	922	1,707										
1991	15,987	673	4,920	6,191	433	645	1,193	1,889	13	30								
1992	16,929	353	5,191	6,507	450	667	1,484	2,025	94	158								
1993	17,248	351	5,124	6,366	443	639	1,650	2,197	202	276								
1994	19,881	264	5,945	7,222	509	787	1,964	2,374	328	488								
1995	21,035	264	6,171	7,446	501	806	2,188	2,469	459	671	60							
1996	23,603	265	7,075	7,801	583	935	2,639	2,628	629	922	126							
1997	24,877	208	7,118	7,956	575	895	3,034	2,751	852	1,131	176	3	1	16	4	91	63	3
1998	27,068	197	7,623	8,664	567	918	3,383	2,758	997	1,266	260	6	36	35	16	220	119	3

注)労働省労働基準局「労災保険事業年報」により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表1 死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数の推移

	労災保険適	労災保険適用	死亡災	死傷災害発	労災保険新	障	事(補償) 終	计	傷病(補償)	障害・傷病
年度	用事業場数	労働者数	客発生 状 況	生状況(休業 4 日 以 上)	規受給者数	新規受 給者数	一時金	年 金	年金新規 受給者数	新規受給者 数 合 計
1947	115,901				85,759	2,276	2,276			2,276
1948	224,721	6,596,092			446,568	24,223	24,223			24,223
1950	316,260	7,195,752			628,693	49,074	49,074			49,074
1955	559,171	10,244,310	5,050	335,442	554,255	63,838	63,838			63,838
1960	807,822	16,186,190	6,095	468,139	873,547	75,533	75,416	117	883	76,416
1963	879,657	19,481,842	6,506	440,547	1,043,085	74,409	74,198	211	970	75,379
1964	834,539	19,350,157	6,126	428,558	1,097,505	74,459	74,212	247	1,172	75,631
1965	856,475	20,141,121	6,046	408,331	1,340,702	73,300	73,028	272	1,051	74,351
1966	914,945	21,547,566	6,303	405,361	1,672,847	76,265	73,348	2,917	1,051	77,316
1967	963,057	22,111,601	5,990	394,627	1,649,348	75,671	71,793	3,878	935	76,606
1968	1,078,919	24,100,536	6,088	386,443	1,716,678	77,526	73,774	3,752	1,046	78,572
1969	1,159,665	26,147,290	6,208	382,642	1,715,006	79,579	74,759	4,820	1,076	80,655
1970	1,202,447	26,530,326	6,048	364,444	1,650,164	79,132	74,270	4,862	1,106	80,238
1971	1,260,614	27,019,727	5,552	337,421	1,506,176	75,448	70,335	5,113	1,224	76,672
1972	1,385,603	27,858,665	5,631	324,435	1,419,630	70,119	65,276	4,843	1,270	71,389
1973	1,532,476	28,762,112	5,269	387,342	1,370,470	68,140	63,396	4,744	1,383	69,523
1974	1,534,679	29,527,281	4,330	347,407	1,245,258	66,012	61,289	4,723	1,529	67,541
1975	1,535,276	29,075,154	3,725	322,322	1,099,056	57,600	53,387	4,213	1,482	59,082
1976	1,538,543	28,981,834	3,345	333,311	1,131,586	58,820	54,415	4,405	1,727	60,547
1977	1,585,760	29,357,392	3,302	345,293	1,138,808	59,494	55,274	4,220	5,860	65,354
1978	1,668,093	29,908,023	3,326	348,826	1,142,928	57,676	53,601	4,075	2,634	60,310
1979	1,763,532	30,759,019	3,077	340,731	1,130,621	57,659	53,643	4,016	2,707	60,366
1980	1,839,673	31,839,595	3,009	335,706	1,098,527	56,350	52,465	3,885	2,619	58,969
1981	1,896,973	32,750,233	2,912	312,844	1,027,477	54,651	50,567	4,084	2,286	56,937
1982	1,940,378	33,593,799	2,674	294,219	963,496	53,085	49,003	4,082	2,415	55,500
1983	1,993,359	34,510,310	2,588	278,623	929,841	51,306	47,405	3,901	2,326	53,632
1984	2,035,693	35,196,556	2,635	271,884	921,400	52,125	48,011	4,114	2,012	54,137
1985	2,067,091	36,215,432	2,572	257,240	901,855	50,410	46,648	3,762	1,674	52,084
1986	2,110,305	36,696,975	2,318	246,891	859,220	50,022	46,170	3,852	1,336	51,358
1987	2,176,827	38,799,735	2,342	232,953	846,508	47,978	44,256	3,722	1,218	49,196
1988	2,270,487	39,724,637	2,549	226,318	832,335	46,966	43,181	3,785	1,135	48,101
1989	2,342,024	41,249,304	2,419	217,964	818,007	44,265	40,759	3,506	891	45,156
1990	2,421,318	43,222,324	2,550	210,108	797,980	42,043	38,716	3,327	814	42,857
1991	2,491,801	44,469,300	2,489	200,633	764,692	40,221	37,108	3,113	804	41,025
1992	2,541,761	45,831,524	2,354	189,589	725,637	38,222	35,215	3,007	791	39,013
1993	2,576,794	46,633,380	2,245	181,900	695,967	37,166	34,132	3,034	752	37,918
1994	2,604,094	47,017,275	2,301	176,047	674,526	35,637	32,564	3,073	697	36,334
1995	2,643,828	47,246,440	2,414	167,316	665,043	34,543	31,433	3,110	815	35,358
1996	2,584,588	47,896,500	2,363	162,862	654,855	33,190	30,087	3,103	814	34,004
1997	2,698,597	48,435,492	2,078	156,726	649,404	33,126	30,202	2,924	778	33,904
1998	2,699,013	48,823,930	1,844	148,248	625,427	32,030	29,039	2,991	739	32,769
1999			1,992	137,316						

注) 「死亡災害発生状況」及び「死傷災害発生状況」は労働省労働基準局「労働基準監督年報」により、それ以外は、労働省労働基準局 「労災保険事業年報」による。前者は、事業主が届け出た「労働者死傷病報告」に基づくもので、暦年。後者は、年度で、通勤災害、 労災保険特別加入者に係るもの、退(離)職後発症等も含む。

¹⁹⁹⁵年の「死亡災害発生状況」には、阪神・淡路大震災を直接の原因とする64人、地下鉄サリン事件による2人を含んでいない。「死傷災害発生状況」は、1973年以降は休業4日以上、1972年以前は休業8日以上のものである。

障害(補償)年金は、1965年度以前は1~3級、1966年度以降は1~7級になっている。

傷病(補償)年金は、1976年度以前は長期傷病補償給付の、1959年度の数字は1960年度当初長期傷病者補償へ移行した者の件数。 労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表1 死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数の推移(続き)

	葬祭料・	遺族	灰(補償)糸	付	新規年金			各年度	末年金受	給者数		
年度	葬祭給付	新規受	nt ^	- ^	受給者数	, , [傷病(補	償)年金		障害(補	遺族(補
	受給者数	給者数	一時金	年 金	合 計	合 計	計	じん肺	せき損	その他	償)年金	償)年金
1947	1,248	1,245	1,245									
1948	4,086	4,045	4,045									
1950	4,412	4,585	4,585									
1955	5,010	5,107	5,107									
1960	6,039	6,161	6,161		1,000	3,496	3,379	2,372	965	42	117	
1963	6,457	6,629	6,629		1,181	6,197	5,486	3,667	1,595	224	711	
1964	6,070	6,216	6,216		1,419	7,129	6,208	4,034	1,858	316	921	
1965	5,880	6,548	6,548		1,323	8,185	6,970	4,469	2,128	373	1,215	
1966	5,920	5,891	1,853	4,038	8,006	15,934	7,770	4,811	2,428	531	4,126	4,038
1967	5,700	6,002	1,295	4,707	9,520	25,075	8,423	5,107	2,631	685	7,925	8,727
1968	5,759	6,052	1,317	4,735	9,533	34,309	9,121	5,410	2,963	748	11,509	13,679
1969	5,712	6,750	1,289	5,461	11,357	44,838	9,743	5,667	3,175	901	16,015	19,080
1970	5,898	7,854	1,507	6,347	12,315	54,865	9,331	5,275	3,064	992	20,390	25,144
1971	5,421	7,454	1,805	5,649	11,986	65,254	9,882	5,498	3,161	1,223	25,051	30,321
1972	5,410	7,254	1,968	5,286	11,399	74,567	10,324	5,673	3,213	1,438	29,366	34,877
1973	5,342	7,268	1,847	5,421	11,548	84,298	10,979	5,980	3,333	1,666	33,559	39,760
1974	5,212	7,284	1,848	5,436	11,688	93,920	11,725	6,377	3,506	1,842	37,638	44,557
1975	4,563	6,362	1,310	5,052	10,747	102,451	12,383	6,786	3,533	2,064	41,150	48,918
1976	4,464	5,965	1,162	4,803	10,935	110,846	13,262	7,234	3,677	2,351	44,568	53,016
1977	4,553	5,702	971	4,731	14,811	123,063	18,117	9,480	4,468	4,169	47,991	56,955
1978	4,610	5,553	923	4,630	11,339	131,395	19,373	10,353	4,567	4,453	51,190	60,832
1979	4,371	5,254	820	4,434	11,157	139,248	20,558	11,413	4,641	4,504	54,328	64,362
1980	4,238	5,150	753	4,397	10,901	146,754	21,607	12,487	4,696	4,424	57,276	67,871
1981	4,124	5,060	691	4,369	10,739	154,142	22,307	13,383	4,651	4,273	60,383	71,452
1982	4,146	4,984	746	4,238	10,735	160,910	22,990	14,317	4,594	4,079	63,380	74,540
1983	3,893	4,680	638	4,042	10,269	167,009	23,589	15,147	4,510	3,932	66,134	77,286
1984	3,839	4,808	698	4,110	10,236	172,986	23,909	15,782	4,436	3,691	68,981	80,096
1985	3,903	4,540	735	3,805	9,241	177,933	23,927	16,006	4,380	3,541	71,609	82,397
1986	3,609	4,475	699	3,776	8,964	182,545	23,494	15,927	4,255	3,312	74,344	84,707
1987	3,570	4,369	704	3,665	8,605	186,558	22,910	15,734	4,110	3,066	76,785	86,863
1988	3,789	4,410	773	3,637	8,557	190,528	22,343	15,499	3,988	2,856	79,284	88,901
1989	3,894	4,502	768	3,734	8,131	193,726	21,496	14,967	3,854	2,675	81,390	90,840
1990	3,846	4,675	819	3,856	7,997	196,763	20,653	14,355	3,743	2,555	83,310	. 92,800
1991	4,015	4,687	894	3,793	7,710	199,504	19,854	13,769	3,643	2,442	84,978	94,672
1992	3,753	4,657	866	3,791	7,589	202,133	19,021	13,194	3,486	2,341	86,513	96,599
1993	3,767	4,541	867	3,674	7,460	204,699	18,174	12,591	3,325	2,258	88,075	98,450
1994	3,775	4,507	838	3,669	7,439	207,211	17,373	12,030	3,179	2,164	89,588	100,250
1995	4,022	5,128	1,046	4,082	8,007	209,778	16,533	11,390	3,070	2,073	90,918	102,327
1996	3,803	4,933	815	4,118	8,035	212,465	15,915	10,932	2,978	2,005	92,069	104,481
1997	3,666	4,563	899	3,664	7,366	214,489	15,350	10,494	2,893	1,963	93,067	106,072
1998	3,330	3,812	833	2,979	6,709	216,007	14,646	9,940	2,825	1,881	94,096	107,265
1999				L		L				<u></u>	<u></u>	L

遺族(補償)年金の新規受給者数は、1982年度以降は年金と前払一時金、1968年度以降は年金と附則第42条の新規受給者数の合 計である。

障害(補償)年金は、1965年度以前は1~3級、1966年度以降は1~7級になっている。

傷病(補償)年金は、1976年度以前は長期傷病補償給付の件数である。1959年度の数字は、1960年度当初、長期傷病者補補償 へ移行した者の件数である。

労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表2 業務上疾病の発生状況

号		1					Γ	3			4			5	
分類	業務上	1 の負傷に る疾病	起因す	(がんを 線、電離	MATE NO. 1 TO 1	有害光 異常気	かる作う	過度の負 業態様に 一腰痛、 頂肩腕障	起因す 振動障	(がんを 臣が指)	# 質等によ 除く)— 定する化 る疾病を	労働大 学物質	1		1
1979	13,807	11,415	2,392	1,711	1,344	367	1,665	2,782	-1,117	713	398	315	2,491	2,150	341
1980	13,630	11,985	1,645	1,128	1,212	-84	789	2,674	-1,885	621	400	221	2,365	2,108	257
1981	13,269	11,792	1,477	1,646	1,197	449	711	2,451	-1,740	475	458	17	2,249	2,034	215
1982	12,235	11,131	1,104	1,128	1,011	117	447	2,187	-1,740	505	335	170	2,282	2,114	168
1983	11,651	9,731	1,920	821	888	-67	363	1,683	-1,320	426	413	13	2,163	1,899	264
1984	11,242	9,395	1,847	1,293	846	447	372	1,687	-1,315	608	348	260	1,561	1,339	222
1985	11,022	8,834	2,188	1,237	846	391	413	1,617	-1,204	456	309	147	1,387	1,353	34
1986	10,763	8,296	2,467	1,292	1,238	54	532	1,652	-1,120	368	298	70	1,472	1,272	200
1987	9,170	8,035	1,135	730	1,627	-897	733	1,382	-649	399	303	96	1,401	1,327	74
1988	9,598	7,831	1,767	566	1,217	-651	612	1,375	-763	364	279	85	1,308	1,254	54
1989	9,485	8,046	1,439	728	690	38	680	1,221	-541	316	277	39	1,201	1,238	-37
1990	8,759	7,791	968	501	592	-91	543	1,012	-469	331	216	115	1,185	1,144	41
1991	9,146	7,016	2,130	. 860	523	337	370	1,000	-630	370	260	110	1,103	1,140	-37
1992	8,323	6,683	1,640	729	489	240	240	1,131	-891	343	196	147	1,140	1,060	80
1993	7,306	5,823	1,483	524	411	113	290	1,035	-745	400	225	175	1,025	983	42
1994	7,183	5,406	1,777	733	579	154	235	953	-718	407	239	168	1,259	1,245	14
1995	6,451	5,000	1,451	726	646	80	290	1,097	-807	334	248	86	1,326	1,395	-69
1996	6,521	4,806	1,715	513	602	-89	293	1,163	-870	344	195	149	1,477	1,502	-25
1997	6,034	4,743	1,291	321	656	-335	287	1,330	-1,043	411	258	153	1,415	1,480	-65
1998	6,002	4,693	1,309	567	612	-45	320	1,522	-1,202	330	202	128	1,201	1,424	-223
合計	191,597	158,452	33,145	17,754	17,226	528	10,185	30,954	-20,769	8,521	5,857	2,664	31,011	29,461	1,550

注) 各号の左欄の数字は、労働省業務上疾病調(各年版「労働衛生のしおり」による)から疾病分類を労働基準法施行規則別表第1の2に 各号別に組み替えたもの。

中欄の数字は、「年度別、業務上疾病の労災保険新規支給決定件数」(被災労働者等から労災保険の給付請求がなされ、その年度 (暦年ではない)中に支給決定がなされたもの)。

左欄は、事業主が届け出た「労働者死傷病報告」に基づくもので、暦年。中欄には、通勤災害、労災保険特別加入者に係るもの、退 (離) 職後発症等も含む。

右欄の数字は、左欄の数字から中欄の数字を差し引いたもの。

労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表2 業務上疾病の発生状況(続き)

号		6			7			9			2~9			1~9	
分類		イルス等 による疾		がん原作	生物質若 生因子又 逞におけ よる疾症	はがん る業務		業務に起 明らかな		職業性怨ま	ミ病(2号 での小計			ā1	
1979	101	85	16	6	47	-41	50	226	-176	6,737	7,032	-295	20,544	18,447	2,097
1980	48	123	-75	3	41	-38	60	470	-410	5,014	7,028	-2,014	- 18,644	19,013	-369
1981	48	164	-116	6	49	-43	45	622	-577	5,180	6,975	-1,795	18,449	18,767	-318
1982	51	206	-155	5	60	-55	52	634	-582	4,470	6,547	-2,077	16,705	17,678	-973
1983	41	166	-125	6	68	-62	9	541	-532	3,829	5,658	-1,829	15,480	15,389	91
1984	56	162	`-106	4	49	-45	11	440	-429	3,905	4,871	-966	15,147	14,266	881
1985	60	138	-78	0	67	-67	13	256	-243	3,566	4,586	-1,020	14,588	13,420	1,168
1986	108	113	-5	6	64	-58	6	211	-205	3,784	4,848	-1,064	14,547	13,144	1,403
1987	69	140	-71	4	61	-57	4	106	-102	3,340	4,946	-1,606	12,510	12,981	-471
1988	55	141	-86	4	53	-49	16	187	-171	2,925	4,506	-1,581	12,523	12,337	186
1989	40	128	-88	2	67	-65	13	133	-120	2,980	3,754	-774	12,465	11,800	665
1990	87	120	-33	1	51	-50	8	120	-112	2,656	3,255	-599	11,415	11,046	369
1991	92	173	-81	5	80	-75	5	174	-169	2,805	3,350	-545	11,951	10,366	1,585
1992	64	424	-360	2	54	-52	1	125	-124	2,519	3,479	-960	10,842	10,162	680
1993	75	156	-81	6	73	-67	4	108	-104	2,324	2,991	-667	9,630	8,814	816
1994	74	161	-87	9	79	-70	15	121	-106	2,732	3,377	-645	9,915	8,783	1,132
1995	92	118	-26	3	69	-66	8	140	-132	2,779	3,713	-934	9,230	8,713	517
1996	94	143	-49	0	68	-68	8	145	-137	2,729	3,818	-1,089	9,250	8,624	626
1997	74	179	-105	0	38	-38	15	110	-95	2,523	4,051	-1,528	8,557	8,794	-237
1998	142	183	-41	0	57	-57	12	118	-106	2,572	4,118	-1,546	8,574	8,811	-237
合計	1,471	3,223	-1,752	72	1,195	-1,123	355	4,987	-4,632	69,369	92,903	-23,534	252,392	242,544	9,848

注) 各号の左欄の数字は、労働省業務上疾病閥(各年版「労働衛生のしおり」による)から疾病分類を労働基準法施行規則別表第1の2に 各号別に組み替えたもの。

中欄の数字は、「年度別、業務上疾病の労災保険新規支給決定件数」(被災労働者等から労災保険の給付請求がなされ、その年度 (暦年ではない)中に支給決定がなされたもの)。

左欄は、事業主が届け出た「労働者死傷病報告」に基づくもので、暦年。中欄には、通勤災害、労災保険特別加入者に係るもの、退 (離)職後発症等も含む。

右欄の数字は、左欄の数字から中欄の数字を差し引いたもの。

労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表3-1「身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病」の発生状況

		1			2			3			4			5	
				重量物	を取り扱う	う業務、	さく岩様	後、チェー	-ンソー	電話交換	奥の業務	その他	1から4ま	きでに掲げ	げるもの
	-			腰部に	過度の負	担を与	等の機	波器具の	使用に	上肢に	過度の負	担のか	のほか、	これらの	疾病に
	重激な	業務による	5筋肉、	える不り	自然な作	業姿勢	より身体	に振動を	と与える	かる業務	らによる手	指の痙	付随す	る疾病そ	の他身
分類	腱、骨老	しくは関	節の疾	により行	う業務そ	の他腰	業務に。	はる手指、	前腕等	攀、手打	1、前腕等	学の腱、	体に過	度の負担	のかか
	息	又は内蔵	脱	部に過	度の負担	のかか	の末梢	循環障害	ř、末梢	腱鞘若	しくは腱	周囲の	る作業的	態様の業	務に起
				る業	務による	腰痛	神経障	害又は運	動機能	炎症又(は頸肩腕	症候群	因するこ	との明ら	かな疾
				(非	災害性腰	痛)	障害	(振動障	害)	(頸肩	腕症候郡	羊等)		病	J
1986	. 61	303	-242	247	- 56	191	54	941	-887	155	332	-177	15	20	-5
1987	124	324	-200	380	49	331	59	731	-672	127	264	-137	43	14	29
1988	117	351	-234	267	47	220	50	656	-606	154	304	-150	24	17	7
1989	144	347	-203	353	32	321	39	505	-466	111	313	-202	33	24	9
1990	73	324	-251	297	33	264	23	361	-338	131	268	-137	19	26	-7
1991	70	344	-274	186	41	145	23	377	-354	73	213	-140	18	25	-7
1992	38	458	-420	64	52	12	21	405	-384	97	195	-98	20	21	-1
1993	77	296	-219	96	30	66	24	496	-472	63	182	-119	30	31	-1
1994	80	262	-182	62	41	21	17	475	-458	57	156	-99	19	19	0
1995	75	309	-234	127	37	90	18	578	-560	56	149	-93	14	24	-10
1996	76	310	-234	112	35	77	16	556	-540	77	234	-157	12	28	-16
1997	. 95	283	-188	79	44	35	7	612	-605	94	368	-274	12	-11	
1998	106	257	-151	109	45	64	10	773	-763	80	442	-362	15	5	10
合計	1,136	4,168	-3,032	2,379	542	1,837	361	7,466	-7,105	1,275	3,420	-2,145	274	277	-3

注) 各号の左欄の数字は、労働省業務上疾病調(各年版「労働衛生のしおり」による)から疾病分類を労働基準法施行規則別表第1の2に 各号別に組み替えたもの。

表3-2 腰痛・頸肩腕症候群等・振動障害の審査請求処理状況

/- rds	前年	度	44	42-			決	定			Hi-		請求の	本年	ド度
年度	末	残	請	求	取	消	棄	却	却	下	取	下	増△減	末	残
1991		90		61		11		53		0		9	Δ1		77
1992		77		40		10		39		1		6	Δ1		60
1993		61		54		8		41		0		11	Δ1		54
1994		54		65		6		45		0		9	Δ1		58
1995		58		44		5		40		0		10	Δ7		40
1996		40		56		9		47		1		7	△ 11		21
1997		21		68		13		38		1		8	0		29
1998		29		57		8		53		1		1	Δ2		21

[「]請求の増△減」欄は、事件の移送、併合、分離等による増減である。 労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

中欄の数字は、「年度別、業務上疾病の労災保険新規支給決定件数」(被災労働者等から労災保険の給付請求がなされ、その年度 (暦年ではない)中に支給決定がなされたもの)。

左欄は、事業主が届け出た「労働者死傷病報告」に基づくもので、暦年。中欄には、通勤災害、労災保険特別加入者に係るもの、退 (離)職後発症等も含む。

右欄の数字は、左欄の数字から中欄の数字を差し引いたもの。

労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表4-1 脳血管疾患及び虚血性心疾患等、精神障害の労災補償状況

-														
	3	年 度	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998
	i	青求件数	351	480	538	436	404	328	277	289	403	415	399	358
脳血管疾患	部	尼定件数	42	61	96	77	78	66	59	80	102	87	88	90
脳血管疾患		1号	24	47	77	56	54	55	40	57	59	38	42	43
		9号	18	14	19	21	24	11	19	23	43	49	46	47
	育	青求件数	148	196	239	161	151	130	103	116	155	163	195	163
ما مان المان المان المان المان	郡	認定件数	7	20	14	15	15	8	13	12	38	29	31	44
虚血性心疾患		1号	4	5	3	3	5	1	1	3	5	0	4	1
		9号	3	15	11	12	10	7	12	9	33	29	27	43
	i	青求件数	499	676	777	597	555	458	380	405	558	578	594	521
	副	尼定件数	49	81	110	92	93	74	72	92	140	116	119	134
合 計		1号	28	52	80	59	59	56	41	60	64	38	46	44
,		9号	21	29	30	33	34	18	31	32	76	78	73	90
	ŧ,	青求件数	1	8	2	3	2	2	7	13	13	18	. 41	42
精神障害		内自殺	1	4	2	1	0	1	3	5	10	11	30	29
	認	8定件数	1	0	1	1	0	2	0	0	1	2	2	4

注) 1「1号」とは労働基準法施行規則別表第1の2第1号の「業務上の負傷に起因する疾病」であり、「9号」とは同表第9号の 「業務に起因することの明らかな疾病」に係る脳血管疾患及び虚血性心疾患等(「過労死」事案)である。

表4-2 脳血管疾患及び虚血性心疾患等の審査請求及び再審査請求処理状況

					審査	請求				Ą	審査請求	₹
年度	前年	度	新規		決 定		取下	請求の	本年度	裁決	救済	請求
	末	残	請求	取消	棄却	却下	дхг	増△減	末残	件数	件数	件数
1991		207	131	8	120	0	3	Δ2	205	42	0	
1992		205	109	3	109	0	7	△ 1	194	36	1	55
1993		194	96	4	109	1	3	△ 3	170	45	0	
1994		170	95	8	85	0	1	Δ2	169	43	. 1	52
1995		169	81	20	110	0	3	Δ7	110	57	4	56
1996		120	127	13	135	1	8	△ 14	76	58	7	67
1997		76	106	9	118	1	4	Δ9	41	60	3	65
1998		41	86	2	89	0	3	Δ1	32	51	4	47

注) 「請求の増△減」欄は、事件の移送、併合、分離等による増減である。 労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

² 請求件数から認定件数を減じた件数が不支給の件数とはならない。

³ 請求件数については、1号、9号別に統計をとっていないとしている。 労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表5 職業がんの労災補償状況

疾病の種類	77前 78	79 8	0 81	82 83	84	85 8	36 87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	合計
ベンジジンにさらされる業務による尿路	(87年度)	た現在の	の累積	認定者	数)		412	12	11	14	13	6	20	16	6	7	4	7	539
系腫瘍														1	0	0	0	0	1
β-ナフチルアミンにさらされる業務によ														3	3	2	2	1	
る尿路系腫瘍														0	0	0	0	0	
ビス(クロロメチル) エーテルにさらされる	(87年度末	ド現在の	の累積	認定者	数)		15	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	18
業務よる肺がん														0	0	0	0	0	0
ベンゾトリクロライドにさらされる業務によ	(87年度末	た現在の	の累積	認定者	数)		7	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	8
る肺がん														0	0	0	0	0	0
石綿にさらされる業務による肺がん又	17 4	5	1 2	7 4	7	11 1	4 10	10	19	16	18	23	21	21	23	27	22	42	324
は中皮腫			نبل											16	17	7	16		86
 ベンゼンにさらされる業務による白血病	(87年度3	卡現在 6	の累積	認定者	数)		8	0	0	0	0	. 0	0	0	1	0	0	0	9
								L						0	0	0	0	0	0
塩化ビニルにさらされる業務による肺血	(87年度ま	卡現在 6	の累積	認定者	数)		2	0	0	0	. 0	1	0	1	0	0	1	0	5
管肉腫	7 1 1				1111		:	_						1	0	0	1	0	2
電離放射線にさらされる業務による白	(87年度末	ド現在 6	の累積	認定者	数)		9	0	1	1	1	1	1	3	1	0	0	0	18
血病又は皮膚がん														1	0	()	0	0	1
クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する	(87年度ま	ド現在(の累積	認定者	数)		113	1	6	4	5	5	4	4	8	5	4	2	161
工程における業務による肺がん又は上														2	0	0	3	0	5
気道のがん	/or to do	La TE - de -	n og ræ		det . \			_		-									
砒素を含有する鉱石を原料として金属	(87年度末	ド現任(り系積	認定者	奴)		61	2	0	1	1	. 3	0	5	2	0	. 0	1	76
の製錬若しくは精錬を行う工程又は無														4	1	0	0	1	6
機砒素化合物を製造する工程における																			
業務による肺がん又は皮膚がん																_			
すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファ	(87年度オ	尺現在	り累積	認定者	数)		107	9	4	1	12	4	5	0	0	1	0	0	143
ルト又はパラフィンにさらされる業務によ														0	0	0	0	0	0
る皮膚がん(注)																			
4-アミノジフェニルにさらされる業務によ														0	0	0	0	0	0
る尿路系腫瘍														0	0	0	0	0	0
4-ニトロジフェニルにさらされる業務によ														0	0	0	0	0	0
る尿路系腫瘍														0	0	0	0	0	0
オーラミンを製造する工程における業務														0	0	0	0	0	0
による尿路系腫瘍														0	0	0	0	0	0
マゼンタを製造する工程における業務														0	0	0	0	0	0
による尿路系腫瘍														0	0	0	0	0	0
コークス又は発生炉ガスを製造する工														5	2	5	. 4	4	20
程における業務による肺がん														2	0	1	. 2	1	6
ニッケルの製錬又は精錬を行う工程に														0	0	0	0	0	0
おける業務による肺がん又は上気道の	Long by the -1	ω ΥΘ <i>-k</i> -	· = ·	ا خلہ جانے اوری	47-1									0	0	0	0	0	0
その他のがん	(87年度オ	k現在0	ツ条積	訟正者?	奴)		209	19.	26	13	29	11	22	20		20	1	0	392
	(on by the 1	L. 1713 adv	S EE 44	، ملہ بشے وجوزی	44.1									17	17	10	0	0	44
គ1	(87年度オ	尺現在0	ソ系積	認正者?	双)		1,025	53	67	50	80	54	73	79	69	68	38	57	1,713
														44	35	18	22	32	151

注)1994年度以降の下段の数字は、支給決定時においてすでに死亡している者を内数として計上したもの。 「すす、鉱物油、タール…」の項の1993年度以前の数字は「タール等にさらされる業務による肺がん又は皮膚がん」という 分類によるものである。

労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表6 定期健康診断・特殊健康診断・じん肺健康診断の実施状況

		定期健康	診断			*	持殊健康診断		
年度	実 施	受 診	有所見	有所見	対 象	実 施	受 診	有所見	有所見
	事業場数	労働者数	者 数	率	業務数	事業場数	労働者数	者 数	率
1965		9,370,497	574,578	6.1%	24	8,927	226,979	24,048	10.6%
1970		11,199,917	562,894	5.0%	. 30	14,865	304,793	30,735	10.1%
1971		11,361,913	563,388	5.0%	49	16,786	346,830	31,769	9.2%
1972		10,692,430	547,896	5.1%	49	20,833	390,874	32,049	8.2%
1973		10,588,390	595,590	5.6%	51	22,998	422,076	25,123	6.0%
1974		10,847,458	668,509	6.2%	53	26,694	493,553	29,000	5.9%
1975		10,901,527	733,029	6.7%	67	30,446	557,224	29,962	5.4%
1976		11,081,169	850,818	7.7%	67	36,009	663,399	28,946	4.4%
1977		11,154,186	822,923	7.4%	67	40,028	715,842	30,241	4.2%
1978		11,132,487	895,605	8.0%	67	42,033	744,875	27,354	3.7%
1979		11,158,472	957,986	8.6%	67	66,285	1,146,421	30,930	2.7%
1980		11,306,990	990,149	8.8%	72	71,976	1,213,867	30,546	2.5%
1981		10,333,192	916,522	8.9%	72	74,710	1,256,283	31,710	2.5%
1982		10,408,511	953,393	9.2%	72	76,805	1,333,751	31,695	2.4%
1983		10,625,676	991,035	9.3%	72	78,031	1,342,082	27,498	2.0%
1984		10,618,339	970,752	9.1%	72	80,224	1,384,123	27,674	2.0%
1985		10,733,013	1,005,929	9.4%	72	81,689	1,436,463	24,429	1.7%
1986		10,900,258	1,065,354	9.8%	72	81,573	1,441,636	22,583	1.6%
1987		10,859,413	1,100,724	10.1%	72	81,245	1,425,720	21,447	1.5%
1988		10,586,406	1,123,126	· 10,6%	72	81,069	1,418,294	19,971	1.4%
1989	50,730	9,232,997	1,117,564	12.1%	72	80,242	1,415,940	25,015	1.8%
1990	55,178	10,009,681	2,367,251	23.6%	72	75,746	1,376,847	31,994	2.3%
1991	56,024	10,911,023	2,990,890	27.4%	72	73,617	1,385,573	41,844	3.0%
1992	54,916	10,825,454	3,483,525	32.2%	72	75,131	1,509,273	47,995	3.2%
1993	58,004	11,187,605	3,762,451	33.6%	72	76,986	1,553,650	52,353	3.4%
1994	59,555	11,317,518	3,920,311	34.6%	72	76,051	1,558,666	55,969	3.6%
1995	60,638	11,331,900	4,124,407	36.4%	72	76,021	1,536,772	. 78,198	5.1%
1996	61,305	11,284,849	4,288,473	38.0%	72	76,355	1,554,080	80,661	5.2%
1997	80,288	11,549,676	4,567,081	39.5%	72	77,503	1,585,063	84,125	5.3%
1998	83,458	11,158,358	4,595,662	41.2%	72	78,099	1,606,353	93,438	5,8%
		细 体对始索验						A	

健康診断結果調、特殊健康診断結果調(じん肺健康診断を除く)、じん肺健康診断結果調による。 1989年10月より、定期健康診断の項目等が改正されている。特殊健康診断では、1989年10月より、有機溶剤及び鉛 健康診断の項目等が改正されている。

労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表6 定期健康診断・特殊健康診断・じん肺健康診断の実施状況(続き)

				じん肺健原	東診断		1	
年度	受診労 働者数	管 理 1 有所見者	管理2	管理3	管理4	有所見率	合 併 症 り患者数	有所見 率
1965	162,467	8,996	3,973	850	415	14,234		8.8%
1970	173,331	10,010	3,639	736	257	14,642		8.4%
1971	185,441	14,133	4,400	864	364	19,761		10.7%
1972	186,632	12,705	4,729	998	301	18,733		10.0%
1973	210,758	11,304	4,779	1,092	274	17,449		8.3%
1974	204,496	13,901	5,373	1,112	309	20,695		10.1%
1975	203,709	12,716	5,055	1,080	318	19,169	·	9.4%
1976	224,892	12,503	5,291	1,112	287	19,193		8.5%
1977	225,964	13,786	4,923	1,233	368	20,310		9.0%
1978	216,915	7,108	9,921	2,792	286	20,107	66	9.3%
1979	246,829		27,808	7,571	198	35,577	209	14.4%
1980	259,899		34,133	8,132	122	42,387	172	16.3%
1981	271,775		36,872	7,787	148	44,807	177	16.5%
1982	265,720		38,099	8,010	126	46,235	147	17.4%
1983	260,565		37,183	7,120	137	44,440	133	17.1%
1984	262,024		34,958	6,231	81	41,270	102	15.8%
1985	260,629		33,391	5,905	80	39,376	87	15.1%
1986	251,822		34,232	5,614	75	39,921	140	15.9%
1987	237,310		29,111	4,645	93	33,849	104	14.3%
1988	228,425		27,164	4,209	64	31,437	60	13.8%
1989	219,624		25,364	3,864	66	29,294	63	13.3%
1990	216,420		22,184	3,557	74	25,815	93	11.9%
1991	229,139		22,799	3,475	50	26,324	47	11.5%
1992	220,988		18,782	3,249	52	22,083	63	10.0%
1993	219,607		19,888	3,138	36	23,062	27	10.5%
1994	215,174		19,107	2,969	43	22,119	54	10.3%
1995	212,586		16,304	2,761	110	19,175	. 71	9.0%
1996	209,520		15,958	2,520	42	18,520	32	8.8%
1997	214,819		14,626	2,087	30	16,743	40	7.8%
1998	206,138		13,514	1,993	23	15,530	20	7.5%

注) 1978年にじん肺管理区分が改正されている。じん肺管理区分の決定状況には、随時申請に よるものは含まれていない。

労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労災保険審査請求関係資料 Ι

表1 審査請求処理状況

	前年度	新規	要処理	請求の			定			その他	処 理	処理率	本年度
年度	末 残	請求	件 数	増△減	取 消	棄却	却下	小 計	取下	処 理	件数	(%)	末 残
1980	729	1,533	2,262					978	189	6	1,173	51.9%	1,089
1981	1,089	1,429	2,518					1,392	161	9	1,562	62.0%	956
1982	956	1,282	2,238					1,117	155	7	1,279	57.1%	959
1983	959	1,853	2,812					1,355	183	12	1,550	55.1%	1,262
1984	1,262	1,620	2,882					1,207	157	116	1,480	51.4%	1,402
1985	1,402	1,620	3,022					1,273	197	146	1,616	53.5%	1,406
1986	1,406	1,394	2,800					1,184	177	30	1,391	49.7%	1,409
1987	1,409	1,213	2,622					1,155	168	26	1,349	51.4%	1,273
1988	1,273	1,359	2,632					1,174	147	33	1,354	51.4%	1,278
1989	1,278	1,223	2,501			,		1,102	215	22	1,339	53.5%	1,162
1990	1,162	1,065	2,227					930	131	11	1,072	48.1%	1,155
1991	1,155	968	2,123	Δ 11	166	745	10	921	105		1,037	48.8%	1,086
1992	1,086	874	1,960	△ 8	145	700	9	854	101		963	49.1%	997
1993	997	938	1,935	Δ 28	138	703	15	856	139		1,023	52.9%	912
1994	912	952	1,864	△ 32	147	739	15	901	110		1,043	56.0%	821
1995	821	871	1,692	Δ 30	153	754	18	925	131		1,086	64.2%	606
1996	606	1,037	1,643	△ 54	179	853	30	1,062	127		1,243	75.7%	400
1997	400	992	1,392	△ 34	164	734	17	915	123		1,072	77.0%	320
1998	320	1,097	1,392	Δ 30	162	829	22	1,013	97		1,140	81.9%	277

[「]請求の増△減」欄は、事件の移送、併合、分離等による増減である。「その他処理」も同じ。 注) 労働省資料より全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表2-1 事件種類別審査請求状況

年度	労働者 資格	業務上外	通勤災害	支給制限	治ゆ認定	再発認定	障	害	受給権	給付日数	介 護	その他	,計
1987	30	361	31		41	56		530	2	18		144	1,213
1988	41	381	17		. 55	43		504	. 6	5		307	1,359
1989	57	378	- 21		106	54		484	. 6	12		105	1,223
1990	44	367	19		58	49		435	2	8		83	1,065
1991	38	383	25		22	42		379	2	8		- 69	968
1992	42	320	30		32	41		331	7	8		63	874
1993	36	337	20	1	28	51		362	7	5		91	938
1994	35	348	32		45	49		338	8	19		78	952
1995	36	336	20	1	· 28	48		319	3	13		67	871
1996	45	411	23		38	44		330	8	9	33	96	1,037
1997	41	379	20	1	54	54		340	4	8		91	992
1998	37	396	27		34	63		408	10	18	2	102	1,097

注) 労働省資料より全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表2-2 事件種類別新規審査請求状況

	MA 75 1 41 1							
年度	業務上外	腰痛	脳·心臓疾患	振動障害	頸肩腕症候群	じん肺症	その他疾病	左記以外
1991	383	32	131	19	10	55	62	. 74
1992	320	20	109	10	10	66	, 57	48
1993	337	24	96	25	5	51	48	88
1994	348	32	95	18	. 15	57	42	89
1995	336	24	81	8	12	60	69	82
1996	411	42	127	9	5	59	53	116
1997	379	35	106	20	13	57	68	80
1998	. 396	29	86	19	9	75	66	112

注) 労働省資料より全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表3 事件種類別処理状況(平成10年度)

年 度	前年度	請求		決定		取 下	請求の	本年度
十 及	末 残	pH /\	取 消	棄却	却下	AX I	増△減	末残
労働者であるかどうかに争いがあるもの	17	37	5	38	2	2	0	7
業務災害の認定に争いがあるもの	141	396	35	346	4	16	△ 9	127
腰痛にかかるもの	13	29	6	27	1	0	△ 2	6
脳・心臓疾患にかかるもの	41	86	2	89	0	3	Δ1	32
振動障害にかかるもの	6	19	2	15	0	0	0	. 8
頸肩腕症候群等にかかるもの	10	9	0	11	0	1	. 0	7
じん肺症等にかかるもの	9	75	2	64	0	- 1	0	17
その他の疾病にかかるもの	38	66	. 8	62	0	6	△ 5	23
上記以外のもの	24	112	15	78	. 3	. 5	Δ1	34
通勤災害の認定に争いがあるもの	5	27	. 3	20	1	1	△ 1	6
支給制限に争いがあるもの	0	0	0	0	0	0	0	0
治ゆ認定の時期に争いがあるもの	19	34	5	33	1	2	△ 5	7
再発であるかどうかに争いがあるもの	16	63	3	58	1	4	△ 5	8
障害等級の認定に争いがあるもの	84	408	98	244	6	42	Δ1	101
受給権について争いがあるもの	3	10	2	9	0	0	Δ1	1
給付基礎日額の算定に争いがあるもの	5	18	4	4	1	9	. 0	5
介護(補償)給付にかかるもの	29	102	7	76	6	19	△ 8	15
その他	1	2	. 0	1	0	2	0	. 0
合 計	320	1,097	162	829	22	97	△ 30	277

注) 「請求の増△減」欄は、事件の分離等による増減である。 労働省資料より全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

Ⅱ 労災保険再審査請求関係資料

表1 再審査請求処理状況

年 度	前年繰越	請求件数	裁決件数	取下件数	残 件 数
1956年8~12月	0	164	16	2	146
1957年1~12月	146	246	135	9	248
1958年1~12月	248	255	214	12	277
1959年1~12月	277	247	199	8	317
1960年1~3月	317	68	69	4	312
1960年度	312	251	235	10	318
1961年度	318	243	271	11	279
1962年度	279	253	272	17	243
1963年度	243	263	275	11	220
1964年度	220	204	201	11	212
1965年度	212	179	199	11	181
1966年度	181	. 195	131	11	234
1967年度	234	319	173	10	370
1968年度	370	194	196	61	307
1969年度	307	230	226	15	296
1970年度	296	194	206	20	264
1971年度	264	173	225	9	203
1972年度	203	. 175	196	17	165
1973年度	165	208	139	10	224
1974年度	224	274	107	10	381
1975年度	381	250	-90	12	529
1976年度	529	229	166	8	584
1977年度	584	231	314	12	489
1978年度	489	233	258	16	448
1979年度	448	230	237	. 11	430
1980年度	430	273	223	8	472
1981年度	472	485	301	8	648
1982年度	648	284	369	13	550
1983年度	550	308	289	4	565
1984年度	565	349	305	9	600
1985年度	600	329	239	13	677
1986年度	677	371	300	19	729
1987年度	729	346	272	. 8	795
1988年度	795	344	345	12	782
1989年度	782	442	297	15	912
1990年度	912	284	316	10	870
1991年度	870	262	374	12	746
1992年度	746	254	299	8	693
1993年度	693	246	288	. 7	644
1994年度	644	297	226	7	708
1995年度	708	326	284	13	737
1996年度	737	393	361	7	762
1997年度	762	392	407	12.	735
1998年度	735	376	370	17	724
合 計		11,869	10,615	530	

労働省資料より全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表2-1 事件種類別再審査請求件数

年度	業務上外	障害	労 働	者 格	治ゆ認定	再発認定	給付基礎	却下決定	通勤災害	その	他	給付制限	計
1956	40	102									14	8	164
1957	49	153									31	13	246
1958	65	145									34	11	255
1959	45	151									38	13	. 247
1960	9	46									10	3	68
1960	39	145									55	12	251
1961	52	135									43	13	243
1962	37	170									31	15	253
1963	83	118									46	16	263
1964	46	96						_			56	6	204
1965	50	54	ļ ·								66	9	179
1966	52	91			. 9	7		2			24	10	195
1967	74	87	+		130	7		1			18	2	319
1968	57	82		3	12	5	2	1	·	ļ	32		. 194
1969	90	86		1	4	15	4	4			26		230
1970	65	80		1	9	7	4	5			23		194
1971	65	66		5	8	6	2	6			15		173
1972	63	63		8	10	12	1	7			11		175
1973	107	59		4	8	8	8	3			11		208
1974	94	125		10	11	12	4	1 7	.3		14		274
1975	120	57	-	11	3	9	6	5	9		30		250
1976	110	52		7	7	8	3	3	12		27		229
1977	107	48		14	5	5	5	7	10		45 29		231 233
1978	110		+		4	9	12	6	4		29 20		230
1979	114	53		11	12	16	6	8	. 10		25		273
1980	126	59 75		18	11	13	80	7	. 10		91		485
1981 1982	186 136	62		22	2	12	7	6	7		30		284
1983	130	84		15	9	27	5	4	5		27		308
1984	153	78		13	13	24	11	7	8		42		349
1985	133	89	+	17	8	21	9	6	18		28		329
1986	125	94		15	14	18	4	3	8		90		371
1987	151	82		21	19	16	5	9	9		34		346
1988	144	64		9	33	17	10	21	5		41		344
1989	137	74		8	15	16	0	3	4	ļ	185	·	442
1990	126	87	4	14	14	18	3	2	5		15		284
1991	118	67		10	17	24	2	8	5		11		262
1992	128	56	-	6	19	22	2	1	4		16	-	. 254
1993	130	52		10	13	20	4	0	6		11		246
1994	145	80		7	15	20	<u> </u>				30		297
1995	161	76		12	19						58		326
1996	209	71		9	24						80		393
1997	222	68		18	25						59		392
1998	163	84		14	44						71		376
合計	4,183	3,554	-	297	483	406	201	143	140	1	,563	131	11,101

注) 「年度」の1956は8~12月、1957~1959は1~12月、1960は前者が1~3月、後者が年度、1961以降は年度。

本表の事件区分は、受理時のものである。 労働省資料より全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表2-2 事件種類別再審査請求件数

4	Alle The L LL												
年度	業務上外	脳血管疾患	虚血性心疾患	じ	ん	肺	腰	痛	振動障害	頸肩腕症候群	そ	の	他
1992	128	31	24			14		- 2	11	. 3			43
1993	130	28	14			11		4	2	3			68
1994	145	32	20			18		9	3	14			49
1995	161	25	31			25		5	5	19			51
1996	209	34	33			33		6	4	5			94
1997	222	40	25		_	22		8	4	3			120
1998	163	30	17			29		7	12	3			65

注) 労働省資料より全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表3-2 事件種類別再審査請求裁決状況

7	事件の	の種類	業務上外				_			T			
区分			未伤工作	脳血管疾患	虚血性心疾患	じん朋	<u> </u>	腰痛	振動障害	頸肩腕症候群	そ	0)	他
		棄却	100	29	13		7	1	5	1			44
	裁	取消	4	1	0		0	0	(0			3
1994	決	却下	1	0	0	***************************************	0	0	(0			1
1774		小計	105	30	13	,	7	1	5	1			48
		下	2	1	1		0	0	 	 			0
,		計	107	31	14		7	1		1			48
		棄却	134		49								85
	裁	取消	10		4					····			6
1995	決	却下	10		4								6
		小計	154		57								97
		下	3		0								3
		計	157		57								100
		棄却	161		51				····				110
	裁	取消	20		7								13
1996	決	却下			0	,			····				5
.,,,		小計	186		58								128
		下	1		0	·····							1
		計	187		58								129
		棄却	193		56								137
	裁	取消	13		3								10
1997	決	却下	5		0								5
		小計	211		59	<u> </u>							152
ĺ		下	5		1								4
		計	216		60		_						156
	41,	棄却	191		47								144
	裁決	取消	7		4			**.					3
1998	仄	却下	1 100		51					-			140
	197	小計	199										148
		計	201		52								149
÷+-\					すめ合業がたけ								149

注) 労働省資料より全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表3-1 事件種類別再審查請求裁決状況

区分	事件。	の種類	業務上外	障害	労働者 資格	治ゆ認定	再発認定	給付基礎	却下決定	通勤災害	給付制限	その他	計
		棄却	2,829	2,496	198	301	310	159	122	99	74	943	7,531
1056	裁	取消	354	426	41	19	16	18	16	15	41	158	1,104
1956 ~	決	却下	76	154	2	9	. 11	8	8	5	. 9	50	332
1992		小計	3,259	3,076	241	329	337	185	146	119	124	1,151	8,967
	取												
		計											
		棄却	100	42	6	15	20					25	` 208
	裁	取消	4	5	2	0	1					2	14
1994	決	却下	1	0	0	0	0					3	4
		小計	105	47	8	15	21					30	226
	取		2	1	0		. 0					1	7
		計	107	48	8	18	21					31	233
		棄却	134	55	7	17						33	246
	裁	取消	10	4	3	0						5	22
1995	決	却下	10	2	0	1						3	16
1995		小計	154	61	10	18	ν.					41	284
	取		3	6	0	0						4	13
		計	157	67	10	18						45	297
		棄却	161	83	11	15						45	315
	裁	取消	20	6	2	1						7	36
1996	決	却下	5	1	0	0						4	10
1990		小計	186	90	. 13	.16						56	361
	取	₹下	1	3	0	0						3	7
		計	187	93	13	16						59	368
		棄却	193	75	15	.11						. 56	350
	裁	取消	13	6	1	0			-			3	23
1997	決	却下	5	2	0	1						· 26	34
1771		小計	211	83	16	12	•					85	407
	取	下	. 5	3	0	1						. 3	12
		計	216	86	16	13						88	419
		棄却	191	61	11	. 37						29	329
	裁	取消	7	6	3	2		-				7	25
1998	決	却下	. 1	.8	0	2						5	16
1990		小計	199	75	14	41						41	370
-	取	<u>~</u> ⊣	2	. 5	1	3						6	17
		計	201	80	15	44						47	387
		棄却	3,608	2,812	248	396	330	159	122	99	.74	1,131	8,979
١.	裁	取消	408	453	52	22	17	18	16	15	41	182	1,224
合計	決	却下	. 98	167	2	13	11	8	8	5	9	91	412
Tàca		小計	4,114	3,432	302	431	358	185	146	119	124	1,404	10,615
	Ħ	7 下											
		計											

注) 労働省資料より全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

「不法就労」外国人に対する労災補償の状況

表1 被災労働者の国籍(人数)

12	TXXX.	J (M)	- v	' → == 7	8 ()	\3\X/																	
国名		年月	隻	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	合計	国名	3		年度	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	合計
1	ラ		ン	122	101	89	72	66	35	35	520	1	ギ	リ		1	0	0	1	0	0	0	2
バ゠	キス	タ	ン	46	34	33	20	35	30	21	219	V		ソ		0	1	1	0	0	0	0	2
バン	グラデ	ィシ	그	42	28	31	24	25	41	26	217	~		ナ	٤	0	-1	1	0	0	0	0	2
韓			国	43	38	23	14	11	7	8	144	ス		ダ	`	0	1	1	0	0	0	0	2
7 -	1 Y	ピ	ン	21	25	14	26	18	22	17	143	2	D .	ア・	チッ	. 0	0	0	0	0	2	0	2
中			国	31	9	10	11	15	19	14	109	オ	ラ	ン		0	0	. 0	- 0	0	0	1	1
スリ	ラ	ン	カ	14	23	19	22	15	23	15	131	エ	・ジ	7	<i>P</i>	0	0	0	0	0	0	1	1
9			1	20	18	26	22	9	. 10	6	111	2	ラ	ン		0	- 0	0	0	0	0	0	0
~	ル		-	8	12	24	19	13	11	10	97	シ	ンカ	ポ	一 /	0	0	0	0	0	0	0	- 0
1	ン		ド	6	9	11	9	16	12	8	71	キ	ے.	<u></u>	,	0	0	0	0	.0	0	0	0
マル		シ	ア	10	9	6	6	6	3	1	.41	ド		1	ر .	0	0	0	0	0	0	0	0
ブ	ラ :	ジ	ル	3	12	6	9	10	8	5	53	南	ア	フ	リナ	0	0	0	0	0	0	0	0
ネ	パ・	_	N	2	5	5	3	2	7	8	32	7) 0	0	0	0	0	0	0	0
ガ			ナ	5	2	6	4	2	2	2	23	パ	ブアニ	-,	ギニブ	0	0	0	0	0	0	0	0
ミャ	・ン	マ	-	2	2	5	3	5	3	2	22	ブ	ルキ	ナラ	ファン	' · 1	0	0	0	0	0	0	1
ナィ	′ジョ	r. リ	ア	2	8	0	0	7	2	0	19	ス	IJ	ナ	j	1	0	0	0	0	0	0	1
イン	ドネ	シ	ア	1	4	0	2	2	6	- 1	16	バ		ハ	-	1	0	0	0	0	0	0	1
ベ	١,	ナ	ム	2	2	0	0	4	2	0	10	メ	キ	シ	′ :	1 1	0	0	0	0	0	0	1
ト	ル		コ	2	0	- 2	2	2	3	2	13	ア	イカ	レラ	ン	0	1	0	0	0	0	0	1
ア	メ	IJ	カ	2	2	1	0	2	1	0	8	ホ	ンミ	" ュ	ラン	0	1	0	0	0	0	0	1
台			湾	2	0	0	0	0	1	0	3	∃	ル	ダ	`	0	0	1	0	0	0	0	1
ボ	リ t	_"	ア	1	1	- 1	. 2	0	0	1	6	ス	ウェ		デン	0	0	1	. 0	0	0	0	1
ギ	=		ア	1	1	0	0	1	0	- 0	3	ア	ルセ	シ	チン	0	0	0	1	0	0	0	1
ウ	ガニ	ン <u></u>	ダ	. 0	0	0	1	2	1	1	5	チ	22.	=	ジフ	0	0	0	1	0	0	0	1
= 1	ュン	ピ	ア	0	0	2	0	0	1	0	3	1	ス	ラ	x /	0	0	0	0	0	1	0	1
オー	スト	ラリ	7	0	1	0	0	1	1	0	3	サ	ウジ	アラ	ピラ	0	0	0	0	. 0	1	0	1
ラ	オ		ス	0	0	0	0	2	1	0	3	チ) 0	0	0	0	0	0	1	1
===	ージー	・ラン	·ド	0	0	0	0	0	1	0	1	カ		ナ	,	0	0	0	0	0	0	1	1
香			港	0	0	0	0	0	0	0	0	ガ	テ	~	7	, 0	0	0	0	0	0	1	1
タン	/ ザ	=	ア	0	0	0	0	0	0	0	0	不			ij	0	0	1	2	2	0	0	5
														計		393	351	320	276	273	257	188	2,058

労災保険の保険給付の請求のあった事案のうち、被災労働者が不法就労外国人であると思われる者に対する補償状況。 「合計」欄は、1987~1998年度の合計である。

労働省資料より全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表2 就労事業場の種類(人数)

業種	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	合計	業種	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	合計
林業	1	2	3	0	0	0	1	.7	金属材料品製造業	1	2	0	5	4	1	0	13
木材伐出業	0	0	0	0	0	0	0	0	鋳 物 業	. 9	11	8	7	14	8	4	61
採 石 業	0	1	0	0	0	0	1	2	金属製品製造業又		- 04	70					455
その他の鉱業	1	1	1	1	0	0	0	4	は金属加工業	92	84	72	54	64	51	39	456
道路新設業	0	2	0	1	0	- 0	1	4	一般金物製造業	0	1	2	2	1	0	0	6
ほ装工事業	1	1	2	1	1	0	0	6	めっき業	0	2	2	0	1	1	1	7
建築事業	51	38	32	29	33	25	23	231	機械器具製造業	28	13	12	12	11	19	9	104
既 設建 築物 設備工 事 業	5	2	2	0	3	0	1	13	電 気 機 械 器 具製 造 業	4	7	9	7	4	5	4	40
機械装置の組立又 はすえ付けの事業	1 1	0	3	0	0	1	1	6	輸送用機械器具製 造業	36	19	30	21	27	34	25	192
その他の建設業	20	19	14	9	7	6	6	81	船舶製品製造業	0	1	1	.0	1	0	0	3
食品製造業	19	19	25	23	27	20	14	147	計量器、光学機械、	0							
繊維工業又は繊維	4	6	4	5	4	8	3	34	時計等製造業	: 0	3	0	1	1	1	0	6
製品製造業	4	0	4	٥	. 4	٥	3		貴金属製品、装身								
木材又は木製品 製 造 業	9	9	15	15	6	10	7	71	具、皮革製品等 製	2	0	1	0	2	1	0	6
パルプ又は紙	0	0	0	0	0	0	0	n	その他の製造業	25	31	23	22	15	17	11	144
製 造 業	U	U	U	_ '	U	U	U	0	貨物取扱業	5	5	3	4	4	3	1	25
印刷又は製本業	. 5	4	7	1	3	. 1	0	21	港湾荷役業	1	0	0	0	1	0	0	2
化 学 工 業	15	7	5	10	6	10	2	55	港湾貨物取扱業	0	- 1	1	0	0	0	0	2
コンクリート製 造業	0	. 0	0	0	0	0	3	3	農業又は漁業	0	1	4	2	0	3	5	15
ガラス又はセメント製 造 業	0	0	0	. 0	0	1	0	1	清掃、火葬又はと畜 の 事 業	6	4	1	3	3	1	2	20
その他の窯業又は 土 石製 品製 造業	8	11	. 11	4	8	2	. 2	46	ビルメンテナンス 業	1	0	0	0	0	0	0	1
金属精鍊業	1	1	0	3	2	0	0	7	その他の各種事業	36	42	26	34	20	28	14	200
非鉄金属精錬業	6	1	1	0	0	0	. 8	16	計	392	349	320	271	269	256	188	2,045

労災保険の保険給付の請求のあった事案のうち、被災労働者が不法就労外国人であると思われる者に対する補償状況。 「合計」欄は、1987~1998年度の合計である。 労働省資料より全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表3 就労場所(人数)

就	労	場	所	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	合計	就	労	場	所	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	合計
群			馬	91	92	65	65	66	105	70	554	京			都	1	0	1	0	0	0	1.	3
東			京	84	62	61	22	18	8	4	259	福			井	0	1	3	2	0	0	2	8
千			葉	39	48	39	43	29	29	28	255	福			围	2	0	0	0	0	3	0	5
茨			城	36	41	43	43	29	19	15	226	和.	器	ţ	臣	1	0	0	0	2	0	0	3
愛			知	17	19	28	46	44	40	32	226	福			島	-1	1	0	0	0	0	0	2
埼			用	21	11	3	3	23	16	1	78	富			Щ	3	1	0	0	0	0	0	4
神	奈		Ш	30	13	7	1	10	4	1	66	岐			阜	0	0	0	2	0	1	.0	3
栃			¥	17	16	18	9	15	10	9	94	広			島	1	0	0	0	0	0	0	1
静			岡	9	7	16	12	12	4	5	65	北	湘	į.	道	1	0	0	0	0	0	0	1
大			阪	10	14	4	1	4	1	0	34	石			Ш	2	0	0	0	0	0	0	2
Ξ			重	11	0	4	8	3	7	11	44	愛			媛	1	0	0	0	0	1	0	2
Щ			梨	3	6	11	6	6	1	0	33	高			知	0	1	0	0	0	0	0	1
長			野	1	7	6	5	6	1	3	29	佐			賀	0	1	0	0	0	0	0	1
新			澙	1	3	3	5	5	3	2	22	岡			山	0	0	1	0	0	0	0	1
兵			庫	4	1	2	2	0	1	2	12	鹿	児	1	島	0	0	1	0	0	0	0	1
滋			賀	3	4	2	0	1	2	0	12	北	淮	į.	道	0	0	0	0	0	0	1	1
奈			良	3	2	2	1	0	1	1	10		計	ŀ		393	351	320	276	273	257	188	2,047

労災保険の保険給付の請求のあった事案のうち、被災労働者が不法就労外国人であると思われる者に対する補償状況。

「合計」欄は、1987~1998年度の合計である。

労働省資料より全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表4 補償状況(人数)

保	険;	給付	の	種類	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	合計
療	美(補償)	給 付	39	70	70	169	267	298	289	259	251	250	244	167	2,373
休	業(補償)	給付	21	19	40	80	128	197	195	153	124	112	101	79	1,249
障	害(補償)	給付	7	6	10	- 38	55	69	87	76	39	20	31	18	456
遺力	族(補償)	給付	0	0	2	2	4	1	3	4	4	3	3	5	31
葬多	祭 彩	(葬 🦸	奈糸	合付)	0	0	2	2	3	1	1	4	4	3	3	4	27
	合		愔	-	67	.95	124	291	457	566	575	496	422	388	382	273	4,136

労災保険の保険給付の請求のあった事案のうち、被災労働者が不法就労外国人であると思われる者に対 する補償状況。

労働省資料より全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表5 労働災害発生状況

FEI		籍			199	1991年		1992年		1993年		1994年		1995年		1996年		1997年		3年
国	土			乔笛	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡								
ブ	ラ		ジ	ル	80	2	201	4	278	5	303	` 1	328	8	383	4	422	7	437	7
~		ル			18	1	63	1	72	1	81	0	93	2	104	0	93	0	80	1
1		ラ		ン	71	3	102	5	102	2	76	1	67	1	88	2	50	0	47	0
中	華人	民	共 和	国	28	2	42	1	52	2	50	1	60	2	68	1	67	6	80	3
フ	イ	IJ	ピ	ン					38	2	36	1	30	1	38	2	32	0	44	2
そ		の		他	188	8	281	12	302	10	271	10	269	7	337	6	354	7	271	5
	合		計		385	16	689	23	844	22	817	14	847	21	1,018	15	1,018	20	959	18

労働者死傷病報告書により把握したもの。

労働省資料より全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生関係日誌

1999年→2000年

- 1999. 1. 8 【省令】平11労働省令第1号「労働基準法施行規則の一部を改正する省令」(申請、届出、報告書の記名押印の簡素化)→1999.1.8施行、他の法律等についても同趣旨改正
- 1999. 1.11 【通達】平11.1.11基発第11号「ボイラー等 の4年連続運転の試行について」
- 1999. 1.21 【建議】中央労働基準審議会「労働安全衛生 対策の見直しについて(建議)」(1999年3月 号)
- 1999. 2.17 【方針】1999年(平成11年)度労働基準行政 運営方針
- 1999. 2.17 【通達】平11.2.17基発第67号「事業の分割 が行われた場合のメリット制の取扱いについ て」(分割により新設された事業にもメリット制 適用)→1999.4.1適用
- 1999. 2.18 【通達】平11.2.18基発第77号「特別加入の申請等に対する承認等に関する手続の一部改正について」→1999.4.1施行
- 1999. 2. 24 【省令】平11労働省令第13号 労働保険の 保険料の徴収等に関する法律施行規則の一 部を改正する省令」(有期事業の一括の要件 の改正)→1999.4.1施行
- 1999. 2.25 【通達】平11.2.25労働省発労徴第14号「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」
- 1999. 3.25 【省令】平11労働省令第16号「労災保険法施行規則の一部を改正する省令」(介護補償給付の最高限度額を108,000円に引き上げ) →1999.4.1施行
- 1999. 3. 25 【告示】平11労働省告示第16号「労働基準 法第38条の7から第38条の9までの規定に 基づき休業補償の額の算定に用いる率を定 める告示」(スライド率の改訂)→1999.4.1適用
- 1999. 3.25 【告示】平11労働省告示第19号「労働安全 衛生法第57条の2第3項の規定に基づき新 規化学物質の名称を公表する告示」→1999.

3.25 適用

- 1999. 3.26 【報告】豊能郡美化センターダイオキシン問題に係る調査研究報告書(1999年5月号)
- 1999. 3.29 【通達】平11.3.29基発第146号「移動式クレーンのジブ又はフックの相互使用について」
- 1999. 3. 29 【通達】平11.3.29基発第147号「ボイラー等 の2年連続運転に係る認定要領の改訂につ いて」
- 1999. 3.29 【通達】快適職場形成促進事業の施行について(平4.7.1基発第391号の改正)
- 1999. 3.29 【通達】平11.3.29安全課長事務連絡「クレーン製造許可における『ホイスト式』の範囲について」
- 1999. 3.30 【閣議決定】「規制緩和推進3か年計画」
- 1999. 3.31 【省令】平11労働基準法施行規則等の一部 を改正する省令」(割増賃金の算定基礎から 住宅手当を削除等)→1999.4.1施行等
- 1999. 4. 1 【通達】労働省発総第12号「規制の制定又 は改廃に係る意見提出手続について」(2000 年1・2月号)
- 1999. 4. 1 【通達】平11.4.1基発第197号の2「職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する 省令等の施行について」
- 1999. 4. 1 【通達】平11.4.1基発第198号「木造家屋等 低層住宅建築工事安全対策推進モデル事業 の実施について」
- 1999. 4. 1 【告示】平11労働省告示第45号「ボイラー 及び第1種圧力容器の製造許可基準等の一 部を改正する告示」
- 1999. 4. 1 【通達】平11.4.1基発第220号「小規模事業 場等団体安全衛生活動援助事業の実施につ いて」
- 1999. 4. 7 【通達】平11.4.7基発第231号「ごみ焼却施 設におけるダイオキシン類対策の徹底につ いて」(1999年5月号)
- 1999. 4.12 【告示】平11労働省告示第49号「労働安全

- 衛生法の規定により個別検定代行機関及び 型式検定代行機関を指定した等の告示の一 部を改正する告示し
- 1999. 4.12 【告示】平11労働省告示第50号「労働安全 衛生法の規定により製造時等個別検定代行 機関を指定した告示の一部を改正する告示」
- 1999. 4.20 【発表】労働省「平成10年における死亡災 害発生状況」(1999年6月号)
- 1999. 4.27 【決定】中央省庁改革推進本部「中央省庁等 改革の推進に関する方針」(2000年5月号)
- 1999. 4.30 【告示】平11労働省告示第53号「労働安全 衛牛マネジメントシステムに関する指針」(1999) 年8月号)
- 1999. 4.30 【通達】平11.4.30基発第293号「労働安全 衛生マネジメントシステムに関する指針につい て」(1999年8月号)
- 1999. 5.13 【通達】平11.5.13基発第305号「コンピュー 夕西暦2000年問題への対応について」(1999 年9月号)
- 1999. 5.20 【通達】平11.5.20基安発第15号の3「液化 窒素を用いて冷凍を行う冷凍車の冷凍室内の 作業における酸素欠乏症防止対策の徹底に ついて
- 1999. 5. 21 【法律】平11法律第45号「労働安全衛生法 及び作業環境測定法の一部を改正する法律は (深夜業従事者、化学物質関係)→2000.4.1 施行
- 1999. 5. 21 【通達】平11.5.21発基第54号「労働安全衛 生法及び作業環境測定法の一部を改正する 法律の施行について」(2000年5月号)
- 1999. 5. 31 【通達】平11.5.31安全課長事務連絡「ボイ ラー等の2年連続運転に係る認定要領の改 訂に係る審査の運用について」
- 1999. 6.11 【诵達】平11.6.11基発第372号「労働安全 衛生マネジメントシステム普及促進事業につい 71
- 1999. 6. 22 【通達】平11.6.22基発第405号の2「深礎工 法による基礎建設工事における労働災害防 止対策の徹底について」
- 1999. 6. 25 【告示】平11労働省告示第62号「労働安全 衛生法第57条の2第3項の規定に基づき新 規化学物質の名称を公表する告示し
- 1999. 6.30 【告示】平11労働省告示第67号「労働基準 法施行規則第38条の7から第38条の9まで の規定に基づき休業補償の額の算定に当た り用いる率を定める告示」(スライド率の改訂)
- 1999. 6.30 【通達】平11.6.30安全課長事務連絡「移動

- 式クレーンのジブ又はフックの相互使用の運 用について」
- 1999. 7.16 【法律】平11法律第97号「厚生労働省設置 法1→2001.1.1施行
- 1999. 7.16 【法律】平11法律第102号 「中央省庁等改 革のための国の行政組織関係法律の整備等 に関する法律」
- 1999. 7.16 【法律】平11法律第87号「地方分権の推進 を図るための関係法律の整備等に関する法 律」(労働行政の3地方機関を都道府県労働 局に統合等)→2000.4.1施行
- 1999. 7.16 【指針】人事院職補-237「『精神疾患等の公 務上災害の認定指針』について」(1999年9月
- 1999. 7.26 【報告】「技術革新と労働に関する実態調査 結果速報」(1999年10月号)
- 1999. 7.28 【政令】平11政令第240号「労働安全衛生 法施行令の一部を改正する政令」(圧力計量 単位をkg/cm³からメガパスカルに改訂)→ 1999.10.1施行
- 1999. 7.28 【告示】平11労働省告示第76号「労災保険 法施行規則第9条の5第2項の労働大臣の定 める数に関する告示」(年金たる保険給付等 の平均給与額の算定に用いる数)
- 1999. 7.30 【報告】「精神障害等の労災認定に係る専門 検討会報告書」(1999年9、10月号)
- 1999. 7.30 【告示】平11労働省告示第80号「労災保険 法施行規則第9条第4項に基づき、自動変更 対象額を変更する告示!(最低保障額の改訂)
- 1999. 7.30 【告示】平11労働省告示第81号「労災保険 法の規定による年金たる保険給付等に係る 給付基礎日額の算定に用いる率を定める告 示」(年金・一時金給付のスライド率の改訂)
- 1999. 7.31. 【告示】平11労働省告示第82号「労災保険 法第8条の2第2項第1号及び第2号の労働 大臣が定める額を定める額に関する告示!(年 齢階層別最低・最高限度額の改訂)
- 1999. 7.30 【告示】平11労働省告示第83号「労災保険 法第16条の6第2項の労働大臣が定める率 に関する告示」
- 1999. 8.13 【省令】平11労働省令第34号「労働福祉事 業等に要する費用に充てるべき額の限度の 特例に関する省令」(未払賃金立替払事業に 関する2001年度までの特例)
- 1999. 8.13 【省令】平11労働省令第35号「労働安全衛 生規則の一部を改正する省令」(建設作業に おけるジャッキ式つり上げ機械の安全基準)

労働安全衛生関係日誌

- 1999. 8.13 【通達】平11.8.13基発第505号「労働安全 衛生規則の一部を改正する省令の施行につ いて」
- 1999. 8. 25 【発表】「2000年度労働省重点施策」
- 1999. 9. 1 【決定】高度情報通信社会推進本部「コンピュータ西暦2000年問題に関する行動計画」 (1999年9月号)
- 1999. 9.14 【通達】平11.9.14基発第544号「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」(1999年11月号)
- 1999. 9.14 【通達】平11.9.14基発第545号「精神疾患 による自殺の取り扱いについて」(1999年11 月号)
- 1999. 9.14 【通達】平11.9.14補償課長事務連絡第9号 「心理的負荷による精神障害等に係る業務上 外の判断指針の運用に関しての留意点等に ついて」(1999年11月号)
- 1999. 9.14 【通知】地方公務員災害補償基金地基補第 173号「精神疾患に起因する自殺の公務災害 の認定について(通知)」(1999年11月号)
- 1999. 9.14 【通知】地方公務員災害補償基金地基補第 174号「精神疾患に起因する自殺の公務起因 性判断のための調査事項について(通知)」 (1999年11月号)
- 1999. 9.16 【通達】平11.9.16基発第550号「軌道内等 の作業における列車との接触災害防止のた めのガイドラインの策定について」
- 1999. 9.17 【通達】平11.9.17基発第555号「安全管理 者能力向上教育(定期又は随時)について」
- 1999. 9.27 【告示】平11労働省告示第93号「労働安全 衛生法第57条の2第3項の規定に基づき新 規化学物質の名称を公表する告示」
- 1999. 9. 29 【省令】平11労働省令第37号「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」(法定計量単位を国際単位系(SI単位)に統一、9.30付けで関係告示等も改正)→1999.10.1施行
- 1999. 9.30 【告示】平11労働省告示第94号「労働基準 法施行規則第38条の7から第38条の9まで の規定に基づき休業補償の額の算定に当た り用いる率を定める告示」(スライド率の改訂)
- 1999. 9.30 【通達】平11.9.30基発第567号「労働安全 衛生法施行令の一部を改正する政令及び労 働安全衛生規則等の一部を改正する省令の 施行並びにデリック構造規格の一部を改正 する告示等の適用について」(法定計量単位 を国際単位系(SI単位)に統一)
- 1999. 9. 30 【通達】平11.9.30安全課長事務連絡「計量

- 単位の国際単位系に関する改正労働安全衛生法施行令等の施行に伴う留意事項について
- 1999.10.15 【報告】「深夜業に従事する労働者の健康診 断の在り方に係る検討会報告書」(2000年4 月号)
- 1999.10. 【報告】「労災保険制度のあり方に関する研究会報告書」(1999年12月号、2000年6月号)
- 1999.10. 【報告】「化学物質の有害性等の情報の提供 対象物質選定に関する検討会報告書」(2000 年3月号)
- 1999.10.18 【通達】平11.10.18基発第606号「労働安全 衛生関係法令の規定に基づいて事業者が作成した書類の電子データによる保存について」
- 1999.11.15 【告示】平11労働省告示第136号「安全衛 生特別教育規程の一部を改正する告示」(建 設作業におけるジャッキ式つり上げ機械の調 整・運転の業務を特別教育の対象に追加)→ 2000.1.1施行
- 1999.11.17 【省令】平11労働省令第43号「製造業等検査代行機関等に関する規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令」→1999.
- 1999.11.17 【通達】平11.11.17基発第657号「労働安全 衛生法及び作業環境測定法の一部を改正す る法律の一部の施行期日を定める政令及び 製造時等検査代行機関等に関する規則及び 作業環境測定法施行規則の一部を改正する 省令の施行について」
- 1999.11.25 【通達】平11.11.25基発第671号「安全衛生 特別教育規程の一部を改正する告示の適用 について」
- 1999.11.30 【省令】平11労働省令第46号「労働安全衛 生規則及び電離放射線障害防止規則の一部 を改正する省令」(核燃料物質取り扱い業務 を特別教育の対象に追加)→2000.1.30施行
- 1999.11.30 【通達】平11.11.30基安発第35号「建設業 労働安全衛生マネジメントシステムガイドライ ンについて」
- 1999.12. 2 【通達】平11.12.2基発第688号「ダイオキシン類による健康障害防止のための対策について」(2000年4月号)
- 1999.12.17 【通達】平11.12.17基発第721号「事故災害 防止安全対策会議報告書について」(本号)
- 1999.12.21 【勧告】総務庁行政監察局「労働者災害補償 保険事業に関する行政監察結果」(2000年1・ 2月号)

- 1999.12.24 【通達】平11.12.24基発第730号「研削盤等 構造規格の一部を改正する告示の適用につ いて」
- 1999.12.24 【通達】平11.12.24基発第732号「横行機能 を有するホイストを使用したクレーンの製造許 可について」
- 1999.12.24 【通達】平11.12.24基発第737号「技能講習 修了証明書統合発行システムの運用につい て」
- 1999.12.27 【通達】平11.12.27基発第739号「労働基準 法の一部を改正する法律(労働者の最低年齢 関係)の施行について
- 1999.12.28 【通達】平11.12.28基発第744号「労働安全 衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一 部を改正する省令の施行について」
- 1999.12.28 【通達】平11.12.28労働衛生課長事務連絡 「労働安全衛生規則及び電離放射線障害防 止規則の一部を改正する省令の運用につい て」
- 1999. 12 【答申】日本医師会労災・自賠責委員会答申 「労災医療独自の診療報酬大系の構築」
- 2000. 1.18 【発表】労働省「規制緩和及びその検討状況」
- 2000. 1.20 【告示】平12労働省告示第1号「核燃料物質取扱業務特別教育規程を定める告示」
- 2000. 1.20 【通達】平12.1,20労働衛生課長事務連絡「核 燃料物質等取扱業務特別教育規程の運用に 当たっての留意事項について」
- 2000. 1.25 【建議】労災保険審議会「労働者災害補償保険制度の改善について」(2000年3月号)
- 2000. 1. 【答申】日本医師会産業保健委員会答申「21 世紀における産業保健活動のあり方一特に すべての労働者へ良質の産業保健サービス 提供のための産業保健システムの整備と社 会に評価される認定産業医制度一」
- 2000. 2. 2 【通達】平11.2.2基発第51号「事務所衛生 基準規則第8条の空気環境の測定における 測定回数について」
- 2000. 2.24 【通達】平12.2.24基発第96号「玉掛け作業 の安全に係るガイドラインの策定について」
- 2000. 2. 【方針】「2000年度労働基準行政運営方針」
- 2000. 2.28 【通達】平12.2.28安全課長事務連絡「クレーン機能を備えた車両系建設機械の取扱いについて」
- 2000. 3. 8 【通達】平12.3.8基収発第78号の2「年俸制 適用労働者に係る割増賃金の算定について」
- 2000. 3.10 【省令】平12労働省令第5号「労災保険法施行規則の一部を改正する省令」(葬祭料定

- 額部分を315,000円に、介護補償給付の最高 限度額を108,300円に引き上げ、2000年5月 号)→2000.4.1施行
- 2000. 3.14 【通達】平12.3.14基発第127号「産業廃棄物処理業等における爆発・火災の防止について」
- 2000. 3.21 【通達】平12.3.21基発第149号「化学プラントに係るセーフティ・アセスメントについて」
- 2000. 3.24 【政令】平12政令第93号「労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令」(MSDS対象物質の指定)→2000.4.1施行
- 2000. 3.24 【省令】平12労働省令第7号「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」(MSDS対象物の要件、深夜業従事者の自発的健康診断関係)→2000.4.1施行
- 2000. 3.24 【通達】平12.3.24基発第162号「労働安全 衛生法及び作業環境測定法の一部を改正す る法律の施行について」(2000年5月号)
- 2000. 3.27 【告示】平12労働省告示第10号「労働安全 衛生法第57条の2第3項の規定に基づき新 規化学物質の名称を公表する告示」
- 2000. 3.28 【告示】平12労働省告示第12号「労働基準 法施行規則第38条の7から第38条の9まで の規定に基づき、休業補償の額の算定に当 たり用いる率を定める告示」(スライド率の改 訂)
- 2000. 3.28 【通達】平12.3.28基発第177号精神障害に 係るアフターケアの実施について
- 2000. 3.29 【省令】平12労働省令第8号「労働基準法施行規則の一部を改正する省令」(労働基準監督署の管轄等の一部改訂)→2000.3.29施行
- 2000. 3.29 【省令】平12労働省令第9号「労働省組織 規程の一部を改正する省令」(都道府県労働 局の設置関係)→2000.4.1施行
- 2000. 3.29 【告示】平12労働省告示第13号「労働安全 衛生規則第34条の3第2項の規定に基づき 試験施設等が具備すべき基準を定める告示 の一部を改正する告示」→2000.10.1施行
- 2000. 3.29 【通達】平12.3.29基発第187号「中小規模 事業場健康づくり事業の実施について」
- 2000. 3.30 【省令】平12労働省令第12号「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」(ボイラー・圧力容器、ゴンドラの検査代行機関の規制緩和等)→2000.3.30施行
- 2000. 3.30 【通達】平12.3.30基発第207号「労働安全 衛生規則等の一部を改正する省令の施行に

労働安全衛生関係日誌

ついて

- 2000. 3.31 【政令】平12政令第168号「労働安全衛生 法関係手数料令及び作業環境測定法施行令 の一部を改正する政令」→2000.4.1施行
- 2000. 3.31 【告示】平労働省告示第33号「労働安全衛生法関係手数料令第2条の規定に基づき労働大臣が定める金額及び労働大臣が定める者を定める告示の一部を改正する告示」(技能講習手数料額の改訂)→2000.4.1施行
- 2000. 3.31 【公示】平12労働省公示第1号「化学物質 等による労働者の健康障害を防止するため 必要な措置に関する指針」(2000年5月号)
- 2000. 3.31 【通達】平12.3.31基発第212号「『化学物質 等による労働者の健康障害を防止するため 必要な措置に関する指針』について」(2000年 5月号)
- 2000. 3.31 【公示】平12労働省公示第2号「健康診断 結果に基づき事業者が講ずべき措置に関す る指針の一部を改正する指針」
- 2000. 3.31 【通達】平12.3.31基発第214号「『健康診断 結果に基づき事業者が讃ずべき措置に関す

- る指針の一部を改正する指針』の周知等について」(2000年5月号)
- 2000. 3.31 【省令】平12労働省令第17号「労働保険審査会及び労働保険審査官法施行規則の一部を改正する省令」(都道府県労働局設置に伴う整備)→2000.4.1施行
- 2000. 3.31 【告示】平12労働省告示第39号「労働保険 の保険料の徴収等に関する法律施行規則の 規定に基づき労働大臣が指定する種類の事 業及び都道府県労働基準局の管轄区域を定 める等の告示」(告示の廃」上)→2000.4.1施行
- 2000. 3.31 【通達】平12.3.31基発第215号「小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業実施要網の改正について」
- 2000. 3.31 【通達】平12.3.31基発第217号「職場における喫煙対策推進のための教育の実施について」
- 2000. 3.31 【通達】平12.3.31基発第233号の3「変異原性が認められた化学物質の取扱いについて」

SHC

全国労働安全衛生センター連絡会議(略称:全国安全センター)は、 各地の地域安全(労災職業病)センターを母体とした、働く者の安全と 健康のための全国ネットワークとして、1990年5月12日に設立されま した。

①最新情報満載の月刊誌「安全センター情報」を発行しているほか、②労災認定・補償問題等々での相談、③「労働安全衛生学校」の開催や講師の派遣など学習会・トレーニングへの協力、④働く者の立場で調査・研究・政策提言、⑤世界の労働安全衛生団体との交流などさまざまな取り組みを行っています。



「安全センター情報」は、運動・行政・研究等各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界各国の状況など、他では得られない情報を満載しています。

- ●購読会費:1部年額10,000円(複数割引あり)
- ●見本誌を請求してください。





全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0771 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階 TEL(03)3636-3882 FAX(03)3636-3881 HOMEPAGE: http://jca.ax.apc.org/joshrc/

全国安全センターの 活動報告と方針案

世界労働機関(ILO)は、先進工業諸国における 今日の労働安全衛生の優先課題として、筋骨格系 障害(人間工学)、ストレス、化学物質、そして、労働 者の知る権利、安全衛生マネジメントシステム、労働 衛牛サービス等をあげています。

これは、今日、グローバリゼーション、情報技術 や生物科学技術等をはじめとする、社会経済的変 革と技術革新が急速に進展し、そのもとで職場のリ ストラ合理化、働き方のありようなどが目まぐるしく変 化していることとも対応しています。

働く者の側からの21世紀に向けた労働安全衛生 戦略の構築がまさに求められていると言えます。全 国安全センターとしても、職場・地域に根ざした地域 安全センターのネットワークとしての、また、この間 つちかってきた世界中の草の根労働安全衛生団体 とのネットワークの強みを活かして、そのための貢献 をしていきたいと考えています。

1. 情報公開・行政の変革めざして

1月7日(事務折衝)、3月31日(本交渉)に行われ た昨年度の労働省交渉では、情報公開や政策決定 のあり方にひとつの的を絞りました。専門研究会や 審議会等を「隠れ蓑」にした従来の手法から、情報 を公開して直接広く国民の声を聴く手法への転換が 強く求められていると同時に、政府の公式な方針と してもすでにそのような姿勢が示されています。

2000年4月号の報告記事では「大きく変わる政策 決定のあり方にどう対応」という見出しをつけました が、残念ながら、(とりわけ労働)行政の実態は、政 府の公式方針ほどには変わっていないのが実状で す。とくに、専門家検討会等のいわゆる「懇談会等」 の情報公開については、ほとんど旧態依然と言って よい状況です。

来年度にはいよいよ情報公開法が施行されま す。今後はこれを積極的に活用していきたいと考え ています。この法律の不備や問題点もそうすること によって、洗い出されていくものと思います。

1999年度から全省庁において「パブリック・コメン ト手続いが開始されたことは、政策決定にあたって「直 接広く国民の声を聴く」という点において画期的なこ とです。全国安全センターでは、昨年度の労働省交 渉において同手続導入にあたっての要請を行って いますが、今年2月、「化学物質等による労働者の 健康障害を防止するため必要な措置に関する指針 (案)」について意見を提出しました。ひとつの点につ いては指針案を「修文」する(実際には修文されてい ない模様)、他の点についても趣旨が解説通達に 取り入れられたものもあります。

せっかくのパブリック・コメント手続も意見を聴く側 の姿勢や対応次第で、きわめて有意義な手段にも、 逆に形式だけのものにもなってしまいます。通産省・ 環境庁・厚生省所管の新しい化学物質管理促進法 によって導入されたPRTR (環境汚染物質排出・移 動登録)制度について、中央環境審議会等がパブ リック・コメント手続を実施し、石綿対策全国連絡会 議等の意見を採用して、対象化学物質にアスベスト を追加採用し、そのための製品の要件を新設したこ とは、この制度の可能性を示すものです。

現在のパブリック・コメント手続の最大の弱点は、 対象を「規制の制定または改廃」に限定して、政策全 般をカバーしていないことです。労働省は「対象外で の実施を排除するものではない」とし、安全衛生関 係では現に行われている場合もあります。

私たちはこの間、「精神障害等の労災認定に係る 専門検討会報告について」(昨年8月6日)、「労災

全国安全センター第11回総会議案

保険法等改正への提言」(9月27日)、「精神障害等の労災認定判断指針について(メモ)」(10月1日)、「JCO臨界事故と労働行政への提言」(10月5日)等を公表、適宜労働省にも提出してきました。

今後も、労働省交渉、パブリック・コメント手続、その他の手段をおりまざながら行政への働きかけを強めていきたいと考えています。

この点でもたんに労働本省を相手にするだけではなく、都道府県労働局、労働基準監督署との交渉を下から積み上げていくことが重要です。

2. 労働安全衛生法令のあり方を問う

昨年1月の中央労働基準審議会の建議「労働安全衛生対策の見直しについて」に基づく改正労働安全衛生法は昨年5月に公布され、本年4月1日から施行されました。主な内容は、①深夜業に従事する労働者の健康管理の充実(自発的健康診断受診支援等)、②化学物質による労働者の健康障害を防止するための措置の充実(MSDS(化学物質等安全データシート)、指針(前述)等)、です。

1987年改正で「労働者の健康の保持増進(THP)」、1992年改正で「快適な職場環境の形成促進」と新たな方向を模索しつつあるようにみえた日本の労働安全衛生法ですが、「これからの産業保健のあり方」を追求するとされた1997年改正は、「産業医関係および健康診断関係」の一部改正にとどまり、その次が今回の改正です。残念ながら冒頭のILOが指摘するような優先課題と真剣に取り組んでいるという印象は受けません。

一方で、最近の労働安全衛生は指針やガイドライン流行りです。ざっとあげただけでも、「快適職場指針(事業主が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針)」(1992年)、「化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針」(1992年、これは法律に格上げされて本年度から施行)、「職場における腰痛予防対策指針」(1994年)、「交通労働災害防止のためのガイドライン」(1994年)、「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」(1995年)、「職場における喫煙対策のためのガイドライン」(1996年)、「工作機械等の制御機構のフェールセー

フ化に関するガイドライン」(1998年)、一連の「非定常作業における安全衛生対策のためのガイドライン」や「パートタイム労働者の労働災害防止ガイドライン」等々。これに前述の「化学物質管理指針」が続き、近々「心の健康づくり指針(仮称)」の作成が予定され、また、1985年の「VDT作業のための労働衛生上の指針」の見直しも予定されています。

こうした指針やガイドラインは罰則が付いていないから無意味、実効性がないという批判もありますが、より大きなところで労働安全衛生法制のフレームワーク(枠組み)がどうあるべきかという問題があると考えます。最近本誌上で紹介してきている欧米の筋骨格系疾患(人間工学)対策やストレス対策、あるいは1992年の地球サミット以来国際的な取り組みが強化されている化学物質対策にしても、そこには共通したアプローチがうかがわれます。

そこでは、①使用者の包括的責任、②労働者(代表)の権利と義務、③労働安全衛生サービスや行政等の役割、などが問題になるのですが、使用者の包括的責任の面から要約すると、「労働に関連したすべての側面について、労働者の安全と健康を確保する義務」があるということを基本に、以下のようなアプローチが示されています。

労働安全衛生マネジメント・システム

- ① 労働安全衛生方針(ポリシー)の表明
- ② 労働安全衛生目標の設定
- ③ 労働安全衛生計画の作成
- ④ 実行および運営
- ⑤ 点検および是正措置
- ⑥ システムのレビュー
- → 継続的改善

職場におけるリスク対策

- ① ハザード(危険有害要因)・アイデンティフィケーション(特定)
- ② リスク・アセスメント(評価)
- ③ リスク・マネジメントまたはコントロール(管理)
- ④ リスク・コミュニケーション(伝達)

リスク管理の原則(対策のレベルと優先順位)

① リスクをなくす(発生源対策)

- ② リスクを隔離したり削減する(伝播経路対策)
- ③ 労働者をリスクから保護する(個人防護対策)

これらは、日本において判例等において確立されてきた使用者の安全衛生配慮義務の具体的内容をなすものとも考えてもよいかもしれません。とりわけヨーロッパ等ではこのような内容の使用者の包括的責任が、労働者(代表)の権利等とともに労働安全衛生法令の中で確立されています。規則や指針、ガイドライン等は、個別課題ごとに義務の細目を明定するという役割ばかりでなく、達成目標を示したり、このような使用者の一般的義務を具体的に果たすのを助けるという目的ももってきます。同時に、労働者(代表)に能力や権限を付与して、労使による自主的な労働安全衛生の前進を促進するという機能をもつものです。日本の労働安全衛生法令の最大の弱点は、こうしたフレームワークが確立されていないことだと考えられます。

労働安全衛生マネジメント・システム(OHS-MS)をめぐる論議は、このような議論を促進する機会になり得るものです。労働省は昨年4月に「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」を策定しましたが、あらかじめ「現行の労働安全衛生法等を前提とし、これまでの労働安全衛生法を中心とする体系及び内容を変更しないものとする」としてしまったうえで、「事業者が自主的に行うための指針であって、強制的な基準ではないものとする」(検討会報告書)と、後ろ向きの枠組みのたがをはめてしまいました。

しかし、OHS-MSについては、新たな国際規格を開発しようとするISO(国際標準化機構)の動きに対して、労働者の安全と健康にかかわる問題は政労使三者構成の場でという国際的な労働組合の強い要求もあって、今年、ILOの場で議論されることになっています。こうしたチャンスを最大限活かしながら、日本における労働安全衛生法令のあり方を提起していきたいと思います。

3. 労災補償制度・運用の改善

今年1月に労災保険審議会の建議「労働者災害

補償保険制度の改善について」がまとめられました。この検討の材料に使われた「労災保険制度のあり方に関する研究会報告書」では、①予防対策、社会復帰・援護対策の充実、②新たな労働災害に対応する業務上外の認定のあり方、③年金における年齢による稼得能力への対応、④労災保険給付と民事損害賠償との調整、という正反両面から重要な問題が扱われていますが、労働省はこの報告書の公表をかたくなに拒み続けています。いずれにしろ今回の建議では、具体的なことは「健康確保支援給付(仮称)」の創設と特別加入制度の対象範囲の拡大(家庭介護等労働者)くらいで、多くの懸案事項は先送りされたかたちです。言い方を変えれば、議論が継続されるということであり、そのフォローと積極的な対応が必要です。

焦眉の課題としては、じん肺被災者に合併した肺 がんの労災補償上の取り扱いの見直しの問題があ ります。労働省は昨年「じん肺症患者に発生した肺 がんの補償に関する専門検討会」を設置し、今夏に も報告がまとめられると伝えられていますが、補償 対象を管理区分4のじん肺に合併した肺がんに限 定する現行の取り扱いを支持した昨年10月の最高 裁判決の影響もあってその内容が懸念されていま す。本誌でいち早くお伝えしたように、1996年にIA RC(国際がん研究機関)がじん肺の主要原因物質 である結晶性シリカをグループ1(ヒトに対して発が ん性あり) に分類したのに続き、ドイツ(DFG: ドイ ツ科学振興会)、アメリカ(NTP: 国家毒性プログラ ム)も同様の決定を行い、韓国では昨年10月に肺 がんをじん肺の合併症に繰り入れています。いまや この問題を「決着」すべきところにきており、これ以 上先延ばしすることは許されません。

厚生省の人口動態統計により、中皮腫による死亡件数が日本においても年間5-600件にのぼっていることが明らかになりました。アスベストによる中皮腫・肺がんによる死亡者はすでに毎年千~数千になっているものと予想されます。この多くがかつて労働者として曝露した結果と考えられますが、労災補償件数はようやく40件を超えるにとどまっています。一層、アスベスト被害の掘り起こしに力を入れるとともに、2005年までにアスベストを禁止することを決

全国安全センター第11回総会議案

定したEU(欧州連合)に続いて、日本における早期 禁止の実現をめざします。労働省はアスベストを含めた作業環境測定評価基準(管理濃度)の見直しに 着手する予定であり、これをひとつの契機としていき たいと考えます。

過去3年の労働省交渉において、慢性疾患の症状固定判定にあたって適切な経過観察期間を認めるよう求めてきました。これは、振動病(最長1年)やじん肺に合併した結核(1年+6か月)については一定整備されているものを慢性疾患全般の原則とされたいという趣旨でしたが、労働省の回答が不鮮明なため3度確認することになったものです。今回、「業務上疾病の中には症状の軽快は認められるものの症状が固定したとの判断の難しい場合があり、このような場合には、経過観察期間を設ける等して症状固定を慎重に判断」、「じん肺合併症についても、症状の固定の判断に当たっては、医学上妥当と認められる期間の経過観察期間を設けることにより、的確に対応」、ということで整理されました。まだ抽象的ですが、現場での活用が期待されます。

昨(1999)年度から「障害等級認定基準等の見直し」作業が開始されています。「目」および「精神・神経」についての検討会がはじまったところで、その他も順次検討会が設置される模様です。時間のかかりそうな作業ですが、多くの被災労働者に関連する問題であり、こちら側から積極的な提起を行っていく必要があるでしょう。

労働省は、1997年2月の頸肩腕障害等の「上肢作業に基づく疾病」の認定基準の22年ぶりの見直しに続き、昨年9月には「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針」を新たに作成し、今年5月には、主に国や地域を代表しての運動競技会またはその練習中の災害の取り扱いを見直した「運動競技に伴う災害」の認定基準を改正しています。前2者については、新認定基準によって労災認定件数自体は増加しているものの、例えば、日本産業衛生学会頸肩腕障害研究会の「『上肢作業に基づく疾病の認定基準』に関する見解」が昨年10月にまとめられるなど、その問題点や限界も次第に明らかにされてきています。現場における運用の実態を踏まえた改正論議を行っていきたいと考えます。

労災補償をめぐっては、裁判で争っている鍼灸治療の時効問題や官民格差の問題等々をはじめ、問題が山積みなのに対して、この間の労働省交渉において最も対応が悪いと指摘されているところでもあります。透明で公正な行政を求めていきます。

4. ホットライン、トレーニング等

全国安全センターおよび各地域センターにおいては、日常的に、労働者、労働組合等からの様々な相談に応じてきています。最近では、インターネットで知ってEメールによる相談も少しずつあります(Eメールでは相談が継続したり、電話や面談に切り替わる事例はまだ少数です)。

関係団体のウエブサイトは以下のとおりです。

- 全国安全センター(www.jca.apc.org/joshrc/)
- 東京センター(www.jca.apc.org/etoshc/)
- 神奈川センター(www.jca.apc.org/koshc/)
- 自治体労安研(www.ubcnet.or.ip/sh-net/)

1999年度も10月4-5日、全国16か所の地域センター等で「労災職業病ホットライン」を開設しました。1996年11月15-16日の「VDTホットライン」(全国6か所)、1997年10月1-3日の「職場の安全と健康ホットライン」(全国13か所)、1998年10月5-6日の「労災職業病ホットライン」(全国15か所)に続いて4年目の全国一斉ホットラインの開設です。結果については1999年12月号で報告していますが、リストラ合理化の中で過労、ストレスが高じていることを心配した家族からの深刻な相談や「職場いじめ」と言われるような相談をはじめ、様々な相談が寄せられました。

1999年4月4日には、首都圏の地域センターとともに「どうなる労働法、どうする私たちの働き方働く女性の健康と権利緊急討論集会」を開催しました。

全国安全センター主催の労働安全衛生学校は、ここ数年開催していませんが、各地域センターにおいて様々なトレーニングや職場改善事例の収集・紹介等が積み重ねられてきているところです。この間、後述のような海外の経験に直接関与する経験も増え、それらの成果・教訓も含めたマニュアル化等が望まれています。職場改善事例については、データベース化と入手しやすいサービスの提供ができる

ように引き続き検討を進めたいと考えています。

1997年10月に発行した『心とからだに優しいパソコン活用ガイド』はおかげさまで大好評で、初刷り5千部の残部がほとんどなくなっています(香港で中国語版出版の話も進められています)。これは、一昨年、昨年の全国安全センターの財政状況にも好影響を与えてくれました。労働者住民医療機関連絡会議と協力して作成中の『頸肩腕障害労災認定マニュアル(仮称)』についても年内の発行をめざします。

ホームページの改訂・充実なども含め、やりたいこと、やれることはまだまだたくさんありながら、なかなか手をつけられていないというのが実状です。この面からも、財政基盤の確立、事務局体制の強化が急務です。

5. 草の根国際交流の推進

英文ニューズレター「JOSHRC Newsletter」は今年、No.18 (Mar. 1999)、No.19 (Jul. 1999)、No.20 (Oct. 1999)を発行した後、途絶えてしまっていて再建が必要ですが、Eメール等による日常的な海外との情報交換等はますます拡大しています。

昨年9月17-19日にイギリス・エジンバラで開催された「第9回ヨーロッパ・ワーク・ハザーズ会議」には、初めて代表団(4名)で参加しました。今年9月18-20日にブラジル・オサスコで開催される「アスベスト国際会議」にも代表を派遣する予定です。

アジアでは、「労災被災者の権利のためのアジア・ネットワーク」の会議が1月11-12日にマカオで開かれ、天明副議長ほか1名が参加しましたが、ここではサブリージョンごとの交流を深めていくことが決定され、日本は韓国、台湾、香港とともに「東アジア」サブリージョンになりました。本年6月3日には、韓国・源進緑色病院の開設1周年を記念して「韓日労働保健学術交流会」、翌4日には「東アジア産業災害団体懇談会」が開催され(表紙写真参照)、日本から原田顧問、天明副議長、斎藤医師、古谷事務局長が参加、台湾、香港の代表も参加しました。

韓国からは、10月18-19日、ASEM(アジア・ヨーロッパ首脳会議)のソウル開催に合わせた民衆大会の中で「グローバリズムと労働者の健康」という

ワークショップを開催するので参加、協力をという要請がなされました。日本からは、この間アジア・ネットワークのパートナーたちに予防・職場改善の取り組みの強化、とくに参加型トレーニングの有効性、重要性を訴えてきましたが、一度実体験してもらおうと、11月頃に開催される予定の東京労働安全衛生学校への招待を提案しています。

また、私たちのスタッフが、アジアにおけるILOのWISE(小企業の職場改善)、労働科学研究所のWIND(農村向け作業改善)やJILAF(国際労働財団)のPOSITIVE(労働組合主導の職場改善)各プログラム等の参加型トレーニングに参加、協力する機会も増えてきました。今年4月には、JILAFをホストとして来日したILOのアジア安全衛生研修チーム(12か国の様々な労働組合の幹部クラス等13名)のためのトレーニングを東京労働安全衛生センターがコーディネートして好評を博しました。同センターでは今年7月、「参加型安全衛生・生活改善トレーニング メコンデルタ2000」を呼びかけています。

ますます顔のみえるフェイス・ツー・フェイスの関係 を大事にしながら、相互の経験を学び合う草の根国 際交流を促進していきます。

6. 財政の確立、組織の強化

昨年度も引き続き、事務局会議を2週間~月に 一度のペースで開催して事務局長1人専従体制の 不備を補いながら、全国安全センターの日常活動を 行ってきています(事務局会議は、事務局長、東京 労働安全衛生センター、神奈川労災職業病セン ター、関西労働者安全センターのスタッフ等で構成し ています)。

昨年の財政状況は、きちきちで何とか赤字を避けられたという状況で、健全な財政状況というには至っていません。なお、新規賛助・購読会員は、19人・同体でした。

賛助・購読会員の拡大を積極的に行いながら、 出版活動等によるもうひとつの財政基盤の柱を早期に確立して、財政の健全化を実現していきたいと 考えておりますので、ご協力をよろしくお願い いたします。

1999年度収支決算案

1999年4月1日から2000年3月31日

1) 収入の部

勘定科目	決 算 額	前年度決算額	増減	予算額	増減
地域C会費	1,750,000	1,720,000	30,000	1,800,000	▲ 50,000
賛 助 会 費	4,836,000	5,233,000	▲ 397,000	5,500,000	▲ 664,000
購読会費	701,800	1,094,700	▲ 392,900	1,000,000	▲ 298,200
寄付金収入	356,250	205,000	151,250	200,000	156,250
資料頒布費	1,610,395	3,370,720	▲ 1,760,325	2,000,000	▲ 389,605
雑 収 入	1,298,865	1,120,650	178,215	500,000	798,865
前期繰越金	462,958	196,792	266,166	462,958	0
合 計	11,016,268	12,940,862	1 ,924,594	11,462,958	446,690

2) 支出の部

勘定科目	決算額	前年度決算額	増減	予算額	増減
人 件 費	3,993,535	3,929,850	63,685	4,200,000	▲ 206,465
活動費	960,755	1,144,299	▲ 183,544	1,000,000	▲ 39,245
印刷費	2,612,917	2,491,430	121,487	2,500,000	112,917
通信運搬費	1,114,080	1,642,590	▲ 528,510	1,500,000	▲ 385,920
什器備品費	316,810	389,586	▲ 72,776	200,000	116,810
図書資料費	155,410	265,211	1 09,801	200,000	44, 590
消耗品費	269,198	331,370	▲ 62,172	200,000	69,198
会 議 費	587,700	623,342	▲ 35,642	200,000	387,700
頒布資料費	350,925	1,539,234	▲ 1,188,309	1,000,000	▲ 649,075
雑 費	114,795	120,992	▲ 6,197	100,000	14,795
予 備 費	0	0	0	362,958	▲ 362,958
小,計	10,476,125	12,477,904	▲ 2,001,779	11,462,958	▲ 986,833
次期繰越金	540,143	462,958	77,185		
合 計	11,016,268	12,940,862	▲ 1,924,594		

貸借対照表(2000年3月31日現在)

1) 資産の部

勘定科目	金	Į.	前年度末現在	E金額
現 金	8,797		158,563	
預金	·			
普通預金(東京労働金庫)	405,769		84,131	,
普通預金(富士銀行)	54,753		4,124	
郵便振替	524,994		216,140	
資産合計		994,313		462,958

2) 負債及び正味財産の部

勘定科目	金額		金額		前年度末現在	金額
借入金	0		0			
未払金	454,170		0			
負債合計		454,170		0		
次期繰越金	540,143		462,958			
正味財産合計		540,143		462,958		
負債及び正味財産合計		994,313		462,958		

2000年度収支予算案

2000年4月1日から2001年3月31日

1) 収入の部

., ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,					
勘定科目	予 算 額	前年度決算額	増減	前年度予算額	増減
地域C会費	1,800,000	1,750,000	50,000	1,800,000	0
賛 助 会 費	5,200,000	4,836,000	364,000	5,500,000	▲ 300,000
購読会費	1,000,000	701,800	298,200	1,000,000	0
寄付金収入	500,000	356,250	143,750	200,000	300,000
資料頒布費	1,500,000	1,610,395	▲ 110,395	2,000,000	▲ 500,000
雑収入	1,000,000	1,298,865	▲ 298,865	500,000	500,000
前期繰越金	540,143	462,958	77,185	462,958	77,185
合 計	11,540,143	11,016,268	523,875	11,462,958	77,185

2) 支出の部

勘定科目	予算額	前年度決算額	増 減	前年度予算額	増減
人 件 費	4,200,000	3,993,535	206,465	4,200,000	0
活 動 費	1,000,000	960,755	39,245	1,000,000	0
印 刷 費	2,800,000	2,612,917	187,083	2,500,000	300,000
通信運搬費	1,300,000	1,114,080	185,920	1,500,000	▲ 200,000
什器備品費	300,000	316,810	▲ 16,810	200,000	100,000
図書資料費	200,000	155,410	44,590	200,000	0
消耗品費	300,000	269,198	30,802	200,000	100,000
会 議 費	600,000	587,700	12,300	200,000	400,000
頒布資料費	500,000	350,925	149,075	1,000,000	▲ 500,000
雑 費	100,000	114,795	14,795	100,000	0
予 備 費	240,143	0	240,143	362,958	▲ 122,815
合 計	11,540,143	10,476,125	1,064,018	11,462,958	77,185

2000年度役員体制案

井上 議 長 浩 (元労働基準監督官、自治体労働安全衛生研究会副会長)

副議長 天明 佳臣 (労働者住民医療機関連絡会議議長、医師)

> 嘉彦 (財団法人高知県労働安全衛生センター専務理事) 浜 田

運営委員 (三多摩労災職業病センター事務局長、弁護士) 西帛 īΕ

> 西田 隆 重 (社団法人神奈川労災職業病センター専務理事)

白 石 昭夫 (愛媛県労働災害職業病対策会議事務局長)

原 知之 (自治体労働安全衛生研究会事務局次長) 飯田 浩 (尼崎労働者安全衛生センター事務局長)

杉郎 事務局長 古谷 (専従)

事務局次長 西 野 方 庸 (関西労働者安全センター事務局長)

> 飯田 (東京東部労災職業病センター事務局長) 勝泰

会計監査 平 野 敏 夫 (東京東部労災職業病センター代表、医師)

> (三多摩労災職業病センター事務局) 小 濹 公義

正規 (衆議院議員) 特別顧問 五 島

顧 問 鈴木 武夫 (元国立公衆衛生院院長)

> (熊本大学助教授、熊本県労働安全衛生センター副理事長) 原 田 下 紬

全国安全センター事務所案内

1998年5月21日から全国安全センターの事 務所が下記のとおり移転しています。

(新所在地) 〒136-0071

東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階

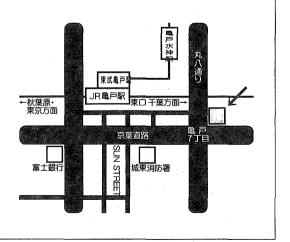
TEL(03)3636-3882/FAX(03)3636-3881

(旧所在地) 〒108-0073

東京都港区三田3-1-3 MKビル3階

TEL(03)5232-0182/FAX(03)5232-0183

*銀行口座等は変更ありません。



安全センター情報目次

1999年度

100	1	9	90	年	度物	诗	集	目	次
-----	---	---	----	---	----	---	---	---	---

6・7月号 全国安全センター結成総会/脳・心臓疾患

8月号 精神障害・自殺の労災認定/振動病

9月号 夜勤·交代制労働

10月号 アスベストによる健康被害

11月号 出稼ぎ過労死は業務上災害

12月号 改正労災保険法施行通達

1月号 なくせじん肺全国キャラバン/アスベスト規制 法/外国人労働者をめぐる諸問題

2月号 対談/将来を見据えた労災保険・労働行政の あり方を提起しよう

増刊号 じん肺合併肺がん問題資料集

3月号 外国人労働者の労災白書

増刊号 脳・心臓疾患の労災認定問題資料集

■1991年度特集目次

4月号 労働相談活動の中の労災問題

5月号 労働時間をめぐる問題

6月号 アスベスト規制法制定をめざす

7·8月号 全国安全センター第2回総会/改正労災保険 法第3次分施行

9月号 参加型安全衛生活動の考え方・進め方

10月号 過労死労災闘争の相次ぐ勝利

11月号 派遣労働をめぐるトラブル

12月号 じん肺裁判判決

1月号 ILOマニュアルの活用

2月号 アジアの職業病・公害病を考える

3月号 腰痛予防ベルト/虚偽報告・労災隠し

■1992年度特集目次

4月号 労災補償制度の改革

5月号 外国人労働者の労災白書92年版

6月号 労災補償制度の改革 2

7月号 アスベスト110番・規制法

8月号 追悼·佐野辰雄先生

9月号 快適職場形成促進事業

10月号 職場の化学物質対策

11・12月号 総特集/職場改善トレーニング

1月号 建設業の労災防止対策

2月号 「産業被害と人権」国際民衆法廷

3月号 エイズを知る

■1993年度特集目次

4月号 産業医のあり方を考える

5月号 労働安全衛生法と労働者の権利

6月号 外国人労働者の労働災害 93

增刊号 化学物質危険有害性表示制度

7月号 第13回世界労働安全衛生会議

付録 全国安全センター第4回総会議案

8月号 外国人労働者の雇用・労働条件指針

9月号 原発労災/騒音障害防止ガイドライン

10月号 行政監察結果に基づく勧告

11・12月号 職場改善の国際経験/企業のアルコール・ドラッグ対策

1月号 第1回日韓共同セミナー

2月号 レーヨン工場の二硫化炭素中毒

3月号 農業労働災害/アスベスト

■1994年度特集目次

4月号 感染症の労災認定

5月号 週40時間労働制の実施へ

6月号 長崎じん肺最高裁判決

7月号 参加型講座モデル・プログラム

7月増刊号 全国安全センター第5回総会議案

8月号 ヘルス・プロモーション

9月号 慢性期振動病の実像に迫る

10月号 職場が変わるか ①PL法

11月号 職場が変わるか ②ISO9000

11月号 順場か変わるか ②1809000

12月号 職場が変わるか③環境管理・監査システム

増刊号 職場における腰痛予防対策指針

1・2月号 災害補償の官民格差

3月号 阪神大震災

■1995年度特集目次

4月号 脳・心臓疾患認定基準

5月号 鍼灸治療制限撤廃へ

6月号 アスベストをめぐる国際状況

7月号 産業保健のあり方

7月増刊号 全国安全センター第6回総会議案

8月増刊号 韓国の過労死

8・9月号 総特集/第2回日韓共同セミナー

10月号	行政手続法と労働基準行政	8月号 労働安全衛生マネジメントシステム
11月号	改正労災保険法	9月号 2000年問題と職場の安全・健康
12月号	頸肩腕症候群予防対策	10月号 被災者のための医療機関―アジア
1·2月号	アジアの産業災害	増刊号 働く女性の健康と権利緊急討論集会報告
3月号	小規模事業場の産業保健	11月号 精神障害・自殺の労災(公災)認定基準
■1996年	E度特集目次	12月号 ヨーロッパ労災職業病会議
4月号	国際規格化と労働安全衛生	1・2月号 筋骨格系疾患と人間工学基準
5月号	介護補償給付の創設	3月号 労災保険審議会の建議
6月号	行政機関との交渉報告	
7月号	指曲がり症の不服審査	1999年 4月号 (通巻252号)
8月号	「労働者」の判断基準	1999年3月15日発行 44頁 800円
9月号	全国安全センター第7回総会議案	1000-071101170117 1438 00011
10月号	外国人労災損害賠償裁判判決	■特集/全国安全センターの労働省交渉
11月号	改正労働安全衛生法	労災の事業主証明では前進、
12月号	国際規格化と労働安全衛生 2	「労災隠し」の認識等でも議論
1•2月号	VDT労働ホットライン/電磁波	全国安全センター事務局 … 2
増刊号	改正労働安全衛生法ハンドブック	1999.1.22 労働省要望事項と回答
3月号	時効問題/上肢障害認定基準の改正	A. 全般的事項 ······8
■1997年	F度特集目次	B. 労働安全衛生関係10
4月号	改正健康保持増進指針	C. 労災補償関係16
5月号	じん肺をめぐる課題	【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】
6月号	化学物質管理の新たな動向	クリソタイル(白)アスベストの代替品25
7月号	石綿じん肺訴訟/過労死審査会裁決	ヨーロッパのアスベスト被害の予測研究29
8月号	ダイオキシンとホルモン様物質	南アフリカ: アスベストの遺産32
9月号	労基法施行50周年と労働行政	連載61 井上浩「監督官労災日記」32
10月号	労働安全衛生をめぐる状況 1996→1997	【各地の便り/世界から】
11月号	人間工学からみた交通事故対策	仕事等やめたが女性で17%
12月号	職場のストレス対策	警察庁●サリン事件被害者の実態調査39
1.2月号	アジア・ヨーロッパ情報	労基署・局が職業病を見落とし
3月号	第9次労働災害防止計画	神奈川●失策も法律上の障碍ではない39
■1998年	F度特集目次	メッキ作業で接触性皮膚炎
4月号	全国安全センターの労働省交渉	東京●原液入手しバッチテストで確認41
5月号	過労自殺の労災認定	最低賃金違反もチェックなし
6月号	POSITIVEセミナー	神奈川●「見習」中に交通事故労災・・・・・・・・・41
7月号	労働安全衛生をめぐる状況 1997→1998	日米欧ストレス国際シンポジウム
8月号	船舶解撤作業の安全・健康対策	東京●「東京宣言」を採択・・・・・・・・・・42
9月号	第7回田尻賞表彰式	出稼ぎ労働者の健康意識調査
10月号	働く女性の健康が危ない	関東●検診時に結果報告と注意喚起41
11月号	21世紀をめざす参加型安全衛生活動	精神疾患補償、ストレス対策
12月号	アスベスト禁止に向かうヨーロッパ	海外●Workers' Health International Newsletter…43
1•2月号	粉じんの発がん性―木材・シリカ	
3月号	中央労働基準審議会の建議	1999年 5月号 (通巻253号)
■1999年	F度特集目次	1999年4月15日発行 46頁 800円
4月号	全国安全センターの労働省交渉	100077/1100/011 70% 00011
5月号	焼却場労働者のダイオキシン曝露	■ 特集/焼却場労働者のダイオキシン曝露
6月号	働く女性の健康と権利	ダイオキシン被害の実態解明はこれから
7月号	労働安全衛生をめぐる状況 1998→1999	一初めての労災申請と3つの調査結果

安全センター情報目次

環境監視研究所・中地重晴…2 労働省: 豊能郡美化センター労働者調査結果7 3自治体の連続式焼却場労働者に関する調査結果…12 環境庁: 能勢町、埼玉県の住民調査結果19 【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】 ダブル・スタンダード: アスベストの国際貿易23 ラマッチニ協会: 国際的な禁止を求める24 連載62 井上浩「監督官労災日記」 31 Evidence Based Medicine は万能か 一職業性腰痛の場合 金沢医大・衛生/筑波大医療短期大学部・中石仁…35 【各地の便り/世界から】	ILO●技術進歩に伴い変化する危険要因 39日本は初めて2千人下回る 労働省●平成10年度の死亡災害 41 じん肺ホットライン相談の経過 大阪●都会は「じん肺無医村」? 43股関節等の障害を公務外 東京●明確な災害性疾病に不当な決定 44基地退職者の第2次請求 神奈川●「3年の時効」内の7名 456年前の事故による骨髄炎 大阪●「労災に加入していない」と放置 46
自宅で酸素吸入器使用22% 患者同盟●じん肺患者の実態調査・・・・・・38 化学分析作業での腱鞘炎	1999年7月号 (通巻255号) 1999年6月15日発行 52頁 800円
大阪●精密作業の繰り返しが原因 ·········40 石綿労災裁判で専門家証言 愛媛●被災をなくす松山集会も開催 ········41 先物取引営業マンの脳疾患 長崎●審査請求で逆転労災認定 ·······42 農薬、有害物質をめぐる話題 海外●Workers' Health International Newsletter ···43 実態把握調査計画の提案 インド●ボパール災害15 周年に向けて ······43	■特集/労働安全衛生をめぐる状況 労働安全衛生をめぐる状況 1998→1999年 1 労働災害の発生状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
JOSHRC NEWSLETTER No.18 (Mar, 1999) ······45 1999年6月号 (通巻254号) 1999年5月15日発行 46頁 800円	労災審査・再審査関係資料22 外国人労働者の労働災害28 労働安全衛生関係日誌31
■ 特集/働く女性の健康と権利 どうなる労働法 どうする私の働き方 4.4 緊急討論集会の問題提起から 規制緩和か人権の世紀をめざすのか 弁護士・中野麻美…2 男女ともに健康に働くための保障を 産婦人科医・丸本百合子…7	■全国安全センター第10回総会議案 第1号議案 活動報告と方針案
能勢町ダイオキシン汚染問題の経過と 労働者・住民の健康被害への取り組み ダイオキシン公害調停を進める会・八木修 … 12 提言一職場の循環器疾患とその対策 (1998年版)	1999年 8月号 (通巻256号) 1999年7月15日発行 52頁 800円
産衛・循環器疾患の作業関連要因検討委員会…16 【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】 EUがついにクリソタイル・アスベスト禁止決定24 イギリスも年内に禁止導入へ、ほか27 連載63 井上浩「監督官労災日記」30 【各地の便り/世界から】	■ 特集/労働安全衛生マネジメントシステム 労働安全衛生を改善するマネジメントシステム マネジメントシステムの12ステップ 労働科学研究所・川上 剛 … 2 労働省指針(平成11年労働省告示第53号) … 14 解説通達(平11.4.30基発第293号) … 13
毎年110万件の労働災害死亡	労働省記者発表文書·資料······21

【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】	滋賀●30年前の作業によるじん肺死56
EU経済社会評議会の見解24	韓国の最近の職業病事情
連載64 井上浩「監督官労災日記」34	海外短信●ハンギョレ新聞の記事から58
早朝勤務前夜宿泊中バス運転手の転落死	JOSHRC NEWSLETTER No.19 (Jul, 1999)59
労災認定、企業補償もようやく決着	
えひめ社会文化会館・労災職業病相談所…38	1999年 10月号 (通巻258号)
【各地の便り/世界から】	
外国人の職業性喘息認定	1999年9月15日発行 56頁 800円
茨城●梱包用木材の粉じんが原因・・・・・・・48	■ 特集/被災者のための医療機関―アジア
車両整備士の頸肩腕障害	産業災害被災者のための医療機関の建設
東京●寒冷下の洗車作業で症状悪化48	アジア: 韓国・源進とインド・ボパールから
社会保険労務士が退職強要	全国安全センター事務局長・古谷杉郎 … 2
神奈川●働けないのに雇用保険へ······49	韓国: 源進総合センター・みどり病院13
労基署の怠慢で支給が遅延	インド: サムバブナ・クリニック16
岡山●休業・障害補償支給に2年越し50	精神障害等の労災認定に係る専門検討会報告書 … 20
離職後発症の職業病も補償	連載66 井上浩「監督官労災日記」34
台湾●制度はできても運用に問題山積み51	【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】
	EUの新しいアスベスト指令と解説38
1999年 9月号 (通巻257号)	イギリスは11月24日にアスベスト禁止49
	【各地の便り/世界から】
1999年8月15日発行 60頁 800円	戦争中のアスベスト曝露で悪性中皮腫
■ 特集/2000年問題と職場の安全・健康	神奈川●戦傷病者等援護法を適用・・・・・・・50
コンピュータ2000年問題と職場の安全・健康	事前評価制度の導入を準備
全国安全センター事務局長・古谷杉郎・・・2	大阪●豊中市労連が市当局と具体化へ53
家族の補償を問い続けて	弁当屋パート労働者のケイワン
第7回田尻賞受賞者·松尾惠虹···7	広島●脳梗塞で死亡後に労災認定・・・・・・・53
JAPAN-MOL 日本·労働省 ·············6	ハツリ作業労働者のじん肺
EU-OSHA 欧州労働安全衛生機関10	大阪●元請、下請業者の無理解や妨害54
USA-NIOSH アメリカ・労働安全衛生研究所 12	78%の労働者が自覚症状
UK-HSE イギリス・安全衛生庁 17	労働省●VDT作業の実態調査結果54
【速報/精神疾患等の公務上・業務上認定】	女性労働者の乳がん問題
労働省の専門検討会報告27	海外 Workers' Health International Newsletter…56
人事院の公務上災害認定指針37	1,7,1
連載65 井上浩「監督官労災日記」 41	1999年 増刊号 (通巻259号)
【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】	
EU: 欧州委員会がクリンタイル禁止を発表45	1998年9月15日発行 50頁 500円
ブラジルもアスベストを禁止するだろうと発表49	■ どうする労働法・どうなる私たちの働き方
【各地の便り/世界から】	1999.4.4 ズバリ解説! 働く女性の健康と権利
慢性有機溶剤中毒による二次災害を業務上と決定	緊急討論集会報告
弁護士・中島光孝…50	パネリスト・コーディネーターのプロフィール2
ヤスリの握りを自主的に改善	問題提起:
広島●拇指腱鞘炎の予防対策54	市場原理=規制緩和か人権の世紀をめざすのか
米海軍横須賀基地訴訟提起	弁護士・中野麻美…4
神奈川●石綿じん肺被害の責任問う54	男女ともに健康に働くための保障を!
左手全指切断の事故	產婦人科医·丸本百合子…9
大阪●フィルピン人労働者損害賠償和解56	コラム: パート労働の現場から 14
不当な事業主証明の拒否	トーク・セッション・・・・・・15

安全センター情報目次

コラム: 働く女性の健康不安 23 ディスカッション 24 それぞれの現場から 不安定な派遣労働者の生活 派遣社員・I さん(東京ユニオン) … 32 外国人女性労働者の生活は? 横浜教区滞日外国人と連帯する会・山岸素子 … 33 働くことと健康の関係性の意識化を フリーランスライター・草野いづみ … 34 パネリストから 36	大阪●労基局の焼却場ダイオキシン調査51 認定待たずに肺がんで死亡 東京●主治医からはじん肺の説明なし51 医療従事者の労働災害など 海外●Workers' Health International Newsletter …52 JOSHRC NEWSLETTER No.20 (Oct, 1999)53 1999年 12 月号 (通巻260号) 1999年11月15日発行 56頁 800円
コラム: 男の更年期・・・・・・38 資料 深夜労働規制一覧/育児と介護のための権利 一覧/妊娠・出産のための保護など一覧/変形 労働時間制一覧/1年単位変形制の労働時間 制限一覧/裁量労働制一覧/母性健康管理措 置において違法となる措置・ならない措置(一覧)・・・41	労災職業病ホットライン 全国16か所で90件の相談―4年目の全国一斉相談 全国安全センター事務局 … 2 ■特集/ヨーロッパ労災職業病会議 15か国300名集まったヨーロッパ労災職業病会議 全国安全センター事務局長・古谷杉郎 … 7 VDT作業は自分に楽な姿勢で 日本予防医学協会労組・中尾豊樹 …15
1999年 11月号 (通巻259号) 1999年11月15日発行 54頁 800円	重量物作業―多様性にどう対応? 亀戸ひまわり診療所・三橋 徹…16 第7回ヨーロッパ労災職業病会議19
【緊急提言】東海村JCO臨界事故	ヨーロッパ・ワークハザーズ・ネットワーク21
原子力損害賠償制度の初適用は厳格かつ明快に	労災保険制度の見直し
関西労働者安全センター事務局長・西野方庸 … 2	労災保険制度等改正への提言24
JCO臨界事故と労働行政への提言4	労災保険制度のあり方に関する
■特集/精神障害・自殺の労災(公災)認定基準	研究会報告書(概要)27
精神障害・自殺の労災認定基準	じん肺合併肺がん最高裁判決
労働省と地公災基金が通達6	最高裁判決には完全な医学的誤りがある
基発第544号「精神障害等に係る判断指針」9	岡山大学衛生学教室·津田敏秀 · · · 31
基発第545号「精神障害等による自殺」・・・・・・・15	韓国では肺がんをじん肺合併症に ・・・・・・・・30
事務連絡第9号「運用上の留意点等」 15	1999.10.12 最高裁判決全文34
地基補第173号「自殺の公務災害認定」21	1999.06.10 札幌高裁判決要旨37
地基補第174号「公災認定の調査事項」24	じん肺合併肺がん訴訟一覧・・・・・・・・・・・38
2000年の朝を迎える前に	連載68 井上浩「監督官労災日記」 39
安全に作業を再開するためのガイダンス26	【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】
連載67 井上浩「監督官労災日記」31	IPCS-EHC203「クリソタイル・アスベスト」43
【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】	【各地の便り/世界から】
ヨーロッパにおける中皮腫の流行36	5日間で73件もの相談
日本における中皮腫も年間600件に45	神奈川●3回目のじん肺・石綿ホットライン・・・・・・・49
【各地の便り/世界から】	船頭は多いけれど
地域に出かける健診活動	三多摩●労災職業病ホットライン顛末記・・・・・・・50
神奈川●外国人健康互助会の新たな展開48	再三の指導にも労災手続きせず
韓国でも外国人医療共済	大阪●確信犯的な「労災隠し」52
韓国●「病院に行けない悲しさはこれまで」49	神奈川·鍼灸時効裁判提訴
「女子の外貌に醜状」で障害等級12級	神奈川●「違法通達」の不利益全面是正53
千葉●ペルー人労働者の労災後遺症50	特別加入一人親方のじん肺
個別データはやはり非公開	東京●レセプトチェックの取り組みから54

建設業の女主衛生问題はか	二度日の正但で障害等級是止
海外●Workers' Health International Newsletter…55	神奈川●事故発生から6年目81
	外国人研修生の労働災害
2000年 1.2月号 (通巻261号)	愛媛●帰国後の労災補償82
2000年1月15日整年00萬 1,000円	特別加入者のじん肺認定
2000年1月15日発行 90頁 1,600円	東京●現場の未経験、もたつき相次ぐ83
■ 特集/筋骨格系疾患と人間工学基準	夜勤による疲労は死を招く
ケイワン、腰痛予防のための	海外•Workers' Health International Newsletter…84
人間工学基準制定の動向2	常石造船現地法人が環境調査を妨害
ひとつのサイズが全てに合うわけではない	フィリピン●セブ島第3次調査報告85
アメリカ労働安全衛生庁の記者発表3	
人間工学プログラム: 規則提案5	2000年 3月号 (通巻262号)
数字で見る人間工学6	1
OSHAの人間工学年表 ·······7	2000年2月15日発行 48頁 800円
人間工学提案に対する各界の発言8	■ 特集/労災保険審議会の建議
NYCOSH: 必勝キャンペーンの次のステップへ4	健康確保支援給付(仮称)の創設
「痛みを止めろ!」キャンペーンの努力の成果	使用者側は民賠調整問題に固執
アメリカ労働総同盟・産業別組合会議10	全国安全センター事務局 … 2
全米自動車労組とGMの新協約 ·······13	労災保険審議会の建議
女性労働者は人間工学基準を必要としている14	労働者災害補償保険制度の改善について8
ヨーロッパ:労働組合の指導的役割	使用者/労働者代表委員の意見12
ヨーロッパ労連・TUTB論文20	PRTR・MSDS対象物質の選定
ヨーロッパにおけるキャンペーン21	アスベストがPRTR対象物質に
数字を比較可能にする24	MSDS等は2つの法律で別々の内容 ·······14
労働関連頸・上肢筋骨格系疾患	石綿対策全国連絡会議の意見17
欧州労働安全衛生機関のレポート31	MSDS対象物質選定に関する検討会報告書
2月29日を国際RSIデーに	1999.10 中央労働災害防止協会21
欧米のRSIサポート・グループ・・・・・34	参加型疫学調査の勧め
【全国安全センターの労働省交渉】	素人、市民、労働者の疫学
JCO労災 費用徴収へ/じん肺肺がん見直し	英・ワッターソン教授に聞く・・・ 24
全国安全センター事務局長・古谷杉郎 … 37	BODY MAPPING···································
	RISK MAPPING······17
要望事項と回答一労働省事前折衝の報告	がいる MAFFING
A. 全般的事項····································	
規制の制定・改廃に係る意見提出手続 ·······60	【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】 アスベスト国際会議のお知らせ37
税制の制定・収廃に採る息免促山子統 ····································	
	連載70 井上浩「監督官労災日記」39
連載69 井上浩「監督官労災日記」65	【各地の便り/世界から】
【アスベスト禁止をめぐる世界の動き】	エステシャンの皮膚障害
カナダとWTO―シアトルでの報告69	東京●うずもれた職業病・・・・・・・・・・・43
イギリスが11月24日からアスベスト禁止72	職業病の発病日はいつ?
【各地の便り/世界から】	神奈川●じん肺合併症審査請求の決定44
四国電力アスベスト訴訟が和解	診断から約10年 補償なし
愛媛●日本初の発電所被害の裁判・・・・・・・77	福島●アスベスト保温工のじん肺・・・・・・・・46
解決報告:四国電力アスベスト労災死事件	ルポ: 古参坑夫の黄昏
弁護士・森田 明…78	台湾●余生をじん肺とともに・・・・・・・・・・46
民間労働者の「指曲がり症」	化学物質による健康障害
宮崎●主治医の全面的な協力で認定80	海外●Workers' Health International Newsletter…48

事故災害防止安全対策会議報告書

1999年12月8日

今後関係省庁が取り組むべき基本的な事故防止方策を内容とする「事故災害防止安全対策会議報告書」が1999年12月8日にまとめられ、同報告書を元に必要な措置が講じられることとなったことから、労働省は、同年12月17日、労働省労働基準局長名で中央労働災害防止協会等13団体の長に対し、その内容を通達した。同報告書は、東海村のウラン加工施設での臨界事故やH-IIロケット打ち上げ失敗など、「我が国の技術基盤の信頼性を揺るがす重大事故」が発生したことを受け、政府が同年10月6日に「事故災害防止安全対策会議」を設置し検討を重ねていたもので、①「安全文化」の創造、②学校教育や事業者等における安全教育の充実、③法令遵守の徹底等の政府の取組、④事業者等において取り組むべき安全確保のための対策、等についてまとめられたものである。

基発第721号 平成11年12月17日

別記団体の長宛て

労働省労働基準局長

事故災害防止安全対策会議報告書について

労働基準行政の推進につきましては、日頃より格別の御配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、最近、東海村ウラン加工施設における臨界事故を始めとする事故災害が多発していることに鑑み、本年10月6日に、政府に関係省庁で情成される「事故災害防止安全対策会議」が設置され、これらの事故災害の背景に共通して存在する問題点の洗い出し及び今後の対応方策の検討がなされたところです。

同会議では、去る12月8日、「安全文化」の創造、学校教育や事業者等における安全教育の充実、法令遵守の徹底等の政府の取組、事業者等において取り組むべき安全確保のための対策等、今後関係省庁が取り組むべき基本的な方策を内容とする報告書が別添のとおり取りまとめられました。

今後、本報告書を踏まえて、各省庁における所管事業にかかる具体的な安全対策についての取組を一層促進し、事

故災害の防止及び被害の低減を図り、安全に対する国民 の信頼の回復を図っていくこととされております。

労働省としても、本報告書に基づき必要な措置を講ずる こととしておりますが、貴団体におかれましても、これらの ことについて御理解、御協力を賜りますようお願いします。

なお、貴団体において、本報告書にかかる事項に関し、 今後対応される場合には、その内容について、来年2月末 まで御回報いただきますよう併せてお願いします。

(別記団体)

中央労働災害防止協会/建設業労働災害防止協会/陸上貨物運送事業労働災害防止協会/港湾貨物運送事業労働災害防止協会/林業・木材製造業労働災害防止協会/鉱業労働災害防止協会/社団法人日本ボイラ協会/社団法人日本クレーン協会/社団法人ボイラ・クレーン安全協会/社団法人仮設工業会/社団法人産業安全技術協会/社団法人建設荷役車両安全技術協会/社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会

(別添)

事故災害防止安全対策会議報告書

平成11年12月8日 事故災害防止安全対策会議

1 はじめに

最近の我が国においては、ウラン加工施設事故、宇宙 開発分野におけるH-IIロケットの打ち上げ失敗、鉄道トン ネルにおける相次ぐコンクリート落下事故等の事故災害が 多発し、技術基盤への信頼性の低下から、国民の安全や 安心の面で深刻な影響をもたらしている。かかる事態は、技 術立国を標ぼうする我が国にとって由々しきものである。

政府としては、このような深刻な事態に早急に対応する ため、関係省庁で構成される「事故災害防止安全対策会議」 (議長: 内閣官房副長官(事務)、関係省庁の局長クラスで 構成)を開催することとした。同会議においては、10月6日 の初会合以来、各種の事故災害等の総括に立ち、特に ヒューマンファクターに起因する事態に重点をおいて、これ らの事故災害の背景に存在する組織管理、検査点検、従 事者の教育訓棟等のさまざまな問題点を徹底的に洗い出 すとともに、問題点に対する共通的対応方策に関する検討 を関係省庁で協力して進めてきた。

本報告書は、こうした検討を踏まえ、事故災害防止に関 する共通的な対応方策について取りまとめたものである。 検討に当たっては、我が国全体の問題として、「安全文化」 の創造、すなわち、組織と個人が「安全」を最優先にする気 風や気質を育てていくことが重要であり、このためには、学 校教育や企業内教育における安全教育の充実等を通して、 国、地方公共団体、事業者、労働者、国民一般がそれぞれ において安全を確保するための積極的な取組を行い、社会 全体での安全意識(モラル)を高めることが重要であるとい う認識に立って、取りまとめを行った。

今後、本報告書を踏まえて、各省庁における所管事業に 係る具体的な安全対策についての取組を一応促進し、また、 産業界をはじめ、関係各方面に対して、安全確保のための 所要の呼びかけを行っていくことにより、事故災害の防止 及び被害の低減を図り、安全に対する国民の信頼を回復 していくことを目指す。

2 基本的な考え方

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、政府の 極めて重要な課題である。過去に発生した事故災害につい ては、その都度、原因究明と再発防止対策等の所要の措 置が講じられていることはもちろんであるが、今回は特に、 第1回事故災害防止安全対策会議の決定に従い、関係省 庁において、所管事業分野全体にわたり最近発生した事 故災害やトラブルのうちで、特にヒューマンファクターに起因 すると思われるものを対象として、再度、その原因と対策に ついての見直しを行い、その背景に存在する組織管理、検 査点検、教育訓練等の問題点の洗い出しと対応方策に関 する調査を行い、これらを踏まえて、予防及び事後の両面で、 事故災害防止のために必要な基本的な対応方策の検討を 行った。

今回の検討を通じた安全確保のために重要な基本的な 考え方は、以下のとおりであり、3以下に掲げる具体的な施 策は、これらの考え方に基づくものである。

(1) 安全な社会を実現するためには、「安全文化」の創造、

すなわち、組織と個人が安全を最優先にする気風や気質 を育てていくことがまず重要であり、このためには、学校 教育や企業内教育における安全教育の充実等を通じて、 国、地方公共団体、事業者、労働者、国民一般がそれぞ れにおいて安全を確保するための積極的な取組を行い、 社会全体での安全意識(モラル)を高めるための努力が 必要である。

- (2) 安全のためには、製品、サービスの中に安全確保の ための適正なコスト負担が必要であることを共通の認識 とするように、社会全体で取り組んでいくことが必要であ
- (3) 事故防止を図るためには、事業者等におけるリスクマ ネジメントシステム、すなわち、事故発生の未然防止や発 生した事故の速やかな処理を行うことにより、組織の損 害を最小コストで最小限に食い止めるシステムの普及、促 進が必要である。
- (4) 事故の発生の防止と事故発生後の対応のためには、 過去の事故・インシデントの原因や状況の分析、ヒューマ ンファクターに関する調査研究等の科学的アプローチが 必要である。
- (5) 事故防止のためには、人間のエラーをできる限り減ら すことが何よりも重要であるが、一方で、機械・システムに ついて、フェイル・セーフ、即ち、仮にエラーが発生しても すぐには事故につながらないようにする等の観点に立っ た設計、開発が必要である。
- (6) 万が一事故が発生した場合においても、その被害、影 響を最小限に抑えるための体制づくりが必要である。
- (7) 安全対策の実施に当たっては、常にその効果の評価 を行うとともに、不断の見直しを図ることが必要である。
- (8) 安全性向上のためには、事業分野の内外を問わず、 情報の共有と公開が必要である。
- (9) 事故災害に関しては、再発の防止を図るため、徹底し た原因究明と事業者等の責任の明確化等の事後チェッ クが重要である。

「安全文化」の創造、安全意識の徹底を図る ための政府の取組

安全な社会の実現は、政府の極めて重要な課題であり、 安全な社会を実現するためには、まず、「安全文化」の創造、 すなわち、組織と個人が安全を最優先にする気風や気質を 育てていくことが重要である。

このため、政府は、法令に基づく安全規制によって、安 全への取組の基本的な方向性を示すとともに、学校教育、 企業内教育等の場における安全教育を推進することが必 要である。

また、政府においては、法令遵守の徹底、事故災害に対 する原因の徹底究明と再発防止対策の的確な実施、法令

事故災害防止安全対策会議報告書

違反に対する厳正な対処を図ることが必要である。

さらに、安全確保のための適正なコスト負担が必要であることを共通の認識とする社会の構築が必要である。

- (1) 学校教育全般を通じた安全教育の充実のための対策 小・中・高校等の初等中等教育の各段階において、各教 科や道徳等学校教育全般を通じて安全に対する意識を高 める教育を推進するとともに、児童生徒に安全な生活を営 む上で必要な事柄を理解させ、日常生活、通学時、災害時 等に安全な行動ができるような態度や能力を身に付けさせ るなど、学校における安全教育の総合的な推進を図る。ま た、児童生徒の科学や技術に対する興味・関心を高めるた めの事業を積極的に展開する中で、安全の大切さの観点 についての配慮を行う。さらに、大学等の高等教育機関に おいても、技術者教育の中で安全や技術者倫理に関する 教育の充実を図る等、安全教育に関する取組を進める。
- ① 初等中等教育における安全教育の推進
 - ア 各教科等担当指導主事研究協議会等の各種会議 において、安全教育の重要性について周知徹底する。
 - イ 学校教育の中での安全教育に関する研究調査を行い、その成果を指導用の資料等として教育委員会や 各学校に配布すること等により、安全教育への積極的 な取組を促進する。
 - ウ 学習指導要領の改訂に伴い、文部省において新た に作成することとしている安全教育に関する教師用参 考資料において、安全に関する意識を高めるための 指導についての内容を盛り込む。
- ② 児童生徒の科学や技術に対する興味・関心を高める ための事業の展開
 - ア 次世代を担う子どもたちに、学校教育・社会教育を 通じて、ものづくりの楽しさ、素晴らしさ等を認識しても らうための体験教育・学習等の効果的な施策の在り方 などを検討している「ものづくり教育・学習に関する懇 談会」(文部省・労働省の共同開催)において、安全の 大切さの観点についても検討する。
 - イ 中高生を対象として、大学、大学共同利用機関等の 最先端の研究成果や研究現場に直接触れる機会を提 供する「ふれあいサイエンスプログラム」の中で、安全 教育にも配慮したプログラムの実施を推進する。
 - ウ 全国の公民館、科学博物館、科学館、学校施設等 において子どもを対象とする科学実験・ものづくり体験 教室に対する支援等を行う「子ども科学・ものづくり教 室」の中で、安全教育の観点に配慮した事業の実施を 推進する。
- ③ 高等教育における安全教育の充実
 - ア 大学における安全管理及び安全教育の充実を図る ため、理工系学部等において原子力安全教育設備等 を導入するとともに、各種会議を通じて安全教育に関

- する重要性について意識の啓発を図る。
- イ 大学等の高等教育機関において導入を予定している学会、産業界の連携による技術者教育の認定制度 (アクレディテーション・システム)を通じて、技術者倫理 に関する教育の充実が図られるよう支度する。
- ウ 産業界と大学との連携による実践的な技術者教育 の充実や、「インターンシップ」(学生等が在学中に自ら の専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うこ と)の機会を通じて、安全に関する意識を高めるため の取組が行われるよう、大学・企業等に促す。
- (2) 事業者等における安全教育と安全意識の徹底を図る対策
- ① 労働者・社会人に対する安全教育の充実
 - ア 労働安全衛生法第59条第3項に基づき、危険又は 有害業務で安全又は衛生のための特別の教育を行う べきとされている対象業務を拡大する。
 - イ 各事業所管官庁において行っている業務資格制度 のうち、特に当該業務に伴う事故により重大な社会的 影響が生ずるような危険を伴う業務従事者の資格制度 については、業務開始当初だけでなく、3年目、5年目 等、経験年数に応じた再度の安全教育システムの導 入を検討する。また、この場合、大学等の教育機関が 教育訓棟機関として積極的に協力する。
 - ウ 大学等の高等教育機関における、技術者・研究者 等を含む社会人を対象とした安全教育に関連する再 教育の取組を促進する。
 - エ 平成12年1月に開設される安全衛生情報センターで実施される、立体映像を使用した災害模擬体験等効果的な安全教育の内容の充実を図るとともに、当該安全教育を全国的に行うための体制の整備を図る。
 - オ 安全衛生情報センターが、インターネットの画像に より死亡災害、重大災害等の事故事例(発生状況・原 因及びその防止対策を含む。)について紹介するとと もに、機械設備・作業の工夫、改善例等についても情 報提供するシステムを整備する。
 - カ 労働安全コンサルタント等の安全指導技術者の養成、派遣等により、事業者が行う労働者への安全教育を支援する。
 - キ 労働者及び事業者が安全に関する幅広い知識及 び技術を習得するための中小企業者に対する研修の 充実を図る。
- ② リスクマネジメントシステムの普及・促進等
 - ア 災害発生の潜在的危険性を液少させ、事業場の安全衛生水準を向上させるために、事業者が労働者の協力の下に一連の過程を定めて継続的に行う自主的な安全衛生活動のガイドラインとしての、労働安全衛生マネジメントシステム(平成11年4月30日労働省告

示)等を国際的な動向を踏まえつつ普及・促進する。そのため、労働災害防止団体、事業者団体、安全衛生専門家団体等においてその実施のための体制を整備する。

- イ 人為的災害など様々なリスクを極小化するための包 括的なガイドラインとして「リスクマネジメントシステム構 築のための指針」のJISを制定し、普及・促進を図る。
- ウ 作業に潜む危険要因に対し、事前に予防対策を講 じるための危険予知活動を普及・促進する。
- ③ 技術者の職業倫理の向上
 - ア 科学技術に関する高等の専門応用能力を有する者 を認定する技術士資格制度に関し、高い職業倫理を 備えること等を主要な要件に追加するとともに、質が 高く、十分な数の技術士を育成するための改善を実施 する。
 - イ 産業界が中心となった技術者教育プログラムについて、実際の現場まで含めた普及・活用の促進、及び 当該プログラムにおいて技術者に対する倫理教育の 徹底を支援する。
- ④ 調査研究の推進
 - ア 大学・研究所における安全管理システム等の研究を 推進する。
 - イ ヒューマンエラーに起因する事故災害の防止に関す る調査研究を推進する。
 - ウ 万が一事故が発生した場合の被害を最小限とする 手法に関する調査研究を推進する。
 - エ 事故災害による経済的損失に関する調査研究を推 進する。
- ⑤ 安全に対する志気の向上等
 - ア 安全確保に対する優れた取組を積極的に評価し、 公表することで、安全対策に積極的に取り組むための インセンティブを付与する。(例:事業者団体、企業等 による安全優良者の顕彰の促進を行う。)
 - イ 安全情報について、利用者、事業者、メーカー、一 般国民等それぞれの情報の受け手に応じ、提供すべ き情報の内容、形式、提供方法の最適化を図る。
- ③ 事業者等における法令遵守の徹底と法令違反に対する厳正な対処
 - ア 事業者等に対する講習、業界団体等による研修会 等において、法令遵守の指導の徹底を図る。
 - イ 法令に定められた立入検査等を効果的に実施し、 法令違反行為の是正を求める。
 - ウ 法令違反に対しては、機械・設備の使用停止等、法 令に定められた行政処分を厳正に実施するとともに、 刑事責任の究明を徹底する。
 - エ 法令違反を犯した事業者等に対する罰則については、必要に応じ、法定刑の引上げを含め、所管法令に

おける規定の見直しを図る。

4 事業者等において取り組むべき安全確保の ための対策

事業者等においては、経営者、従事者が、基本的な倫理 観を保持することを前提に、安全確保に関する緊張感・使 命感、技術・技能水準の維持に係る責任感、それを支える 十分な知識、経験を有することが重要である。特に、経営者 等組織のトップは、安全を重視する姿勢を内外に明確かつ 積極的に表明することで、社会に対する責任を明確化する とともに、組織における安全意識を徹底する必要がある。 一方、従事者については、自らの仕事について、任務の内 容、責任、安全との関係等を問いかける態度と探究心をもっ て、仕事に取り組むことで、作業の安全に関する意識を高 めることが必要である。

また、事業者の社会的な責任として、安全確保のための 適正なコスト負担を当然とする考え方が特に求められてい る。

- (1) 事業者等の組織的な安全への取組
 - ア 労働安全衛生マネジメントシステム、ISO9000シリー ズに基づく品質マネジメントシステム等のマネジメントの 手法を導入し、その効果的な実施のため、国際的な動 向を踏まえつつ、社内の体制を整備する。
 - イ 安全な作業マニュアルを策定する。さらに、危険有 害な作業について作業手順等の安全性を保証する責 任者(内部又は外部の専門家)を選任し、当該作業手 順等の作成・変更時の審査・承認及び作業手順等か ら逸脱しないようにする仕組みの事業場への導入を促 進する。
 - ウ 安全管理に関する専門知識を有する適切な人材を 育成又は採用し、適正に配置する。

これにより、安全管理に責任を有する者が、安全確保に関する文書の作成や管理に至るまで、確実に チェックするシステムとする。

- エ 労働者個人の業務負担増によって安全に関する意識の低下を招くことのないよう、また、技術者・技能者の技術水準を高く維持するため、適切な人事配置・人事管理を行う。
- オ 事業者と請負業者側との認識のずれ等による事故を防止するため、請負業者を含めた組織全体での安全管理体制を整備する。
- カ 事故、異常事態発生時における対処要領について のマニュアル化を図るとともに、緊急時を想定した訓 練を充実させる。
- (2) 労働者の安全教育の充実等
 - ア 雇入れ特等における安全教育の徹底を図る。
 - イ 事故、異常事態発生時における対処要領について

事故災害防止安全対策会議報告書

- のマニュアル化を図るとともに、緊急時を想定した訓練を充実させる。(再掲)
- ウ 事業者、事業者団体において、事故にはつなからなかった日頃の現場での"ヒヤリ"としたり、"ハッ"とした経験について、ヒヤリハット事例として活用するなど、事故につながりそうな状況についてのケース・スタディ等を行い、事業所における安全意識・対策の向上を図る。また、危険予知活動等を通じ、潜在的事故要因を事前に発見排除し、事故を未然に防止する休制を強化する。
- エ 安全に関する意識の向上、技術・技能水準の維持 向上を図るため、事業者団体等において講習会や有 識者による講演会等を実施し、労働者の安全教育の 充実を図る。

5 検査点検体制の充実強化

- ア 品質管理体制及び品質評価技術の充実強化を図る。
- イ ISO9000シリーズに基づく品質マネジメントシステム の導入・展開を通じた安全確保体制の充実を図る。
- ウ 検査点検の頻度や方法等をまとめた保守点検マニュアルの作成・充実を図る。また、点検週間の設定 や、検査点検時のチェックリストの作成等により、定期 的な検査点検の実施の徹底を図る。
- エ 機械・設備等の検査点検を適切に行うため、外部専門家又は外部機関の活用を促進することとし、このための外部専門家及び外部機関による検査点検の支援体制の整備を図る。
- オ 独立の評価チーム、外部専門家等による現場点検を行う。

6 機械・システムの安全性の向上の促進

- ア 安全教育等による個人レベルの能力向上とともに、 システム自体の高度化(自動化・機械化)による安全性 と信頼性の向上を図る。
- イ 機械の故障や人間の誤動作をカバーするフェイル・ セーフ等のシステム導入を推進する。
- ウ 事故発生時の被害を軽減する構造・システム等を導 入する。
- エ 機械設備全般について高度な安全化を促進するため、全ての機械設備を対象とした包括的な安全基準の整備を図る。
- オ 機械設備等の設計・製作において、内外の新しい知 見や技術情報を反映させるとともに、定着した製造技 術についても品質、信頼性の確保を図る。

7 情報の共有化と公開の促進

- ア 作業における危険性・有害性の情報及びその防止 対策が労働者や請負事業者に確実に伝達される仕組 みを構築し、情報の共有化を推進する。
- イ 過去の事故・インシデント情報を把握し、そのデータ ベース化等を図り、情報の共有化を推進する。
- ウ 我が国及び諸外国の事故・インシデント情報につい て分析し、同種の事故の発生を未然に防止するため に活用する。
- エ 事業者団体等を通じた同一業種の事業者等に対する安全情報の周知徹底を図る。
- オ 事故の規模に応じた、国、地方公共団体、事業者、 住民等の連絡調整網を整備し、事故発生時には関係 者に迅速かつ的確に情報を提供する。
- カ 事故災害防止について、労働者の家族を含め、広 く一般の理解を得るため、通常時より地域住民に対す る広報活動を進めるとともに、事集場の一般公開等を 促進する。

8 本報告書の位置づけ

- (1) 本報告書で示された対応方策については、各省庁、地 方公共団体及び事業者等において、今後の事故防止対 策を検討する際のガイドラインとなるよう、考えうる基本的 な方策をできる限り多く盛り込むことを旨としている。
- (2) 事故防止のための方策は、各業種、事業者等に応じて異ならざるを得ないものであり、全ての方策の実施を全ての業種、事業者等に一律に求められるものではない。したがって、本報告書を踏まえて、各省庁、地方公共団体及び事業者等において、それぞれの実状に応じて取り組んでいくことが望ましい。
- (3) これらの対策の実施に当たっては、何よりも学校教育の現場や個別の事業者、施設等において、主体的に「安全文化」の創造と、事故災害防止に向けた取組を促進し、安全を基本とする社会を構築することが緊要である。政府は、これらの取組に対し、普及啓発、教育訓練、研究の推進等により支援することが必要である。

9 関係省庁における取組

関係省庁においては、本報告書を踏まえ、所管事業に係る個別的、具体的な安全対策についての取組を一層促進することとし、平成12年3月までに内閣官房にその実施状況を報告するものとする。

10 ものづくり能力の再構築のための検討

最近多発している事故災害は、我が国が得意としてきた 品質管理等を含むものづくり能力に深刻な問題があること を示唆しており、ものづくり能力の再構築に向けて、 別途専門的な検討が必要である。

全国安全センター規約・規定

規約

第1章 総 則

- 第1条 このセンターは、全国労働安全衛生センター連絡会議(略称・全国安全センター)という。
- 第2条 このセンターは、事務所を東京都に置く。
- 第3条 このセンターは、地域安全(労災職業病)センター相互の交流・連携・共同の取り組みを通じて、労働災害・職業病の絶滅、労働安全衛生対策の充実及び被災労働者に対する十分な補償の実現をはかり、もつて働く者の安全と健康、福祉の向上に寄与することを目的とする。
- 第4条 このセンターは、前条の目的を達成するために、 次の事業を行う。
 - (1) 労災補償、安全衛生等に関する制度の改悪 を許さず、働く者の立場に立った制度・政策の確 立のための取り組み
 - (2) 労働安全衛生活動の交流、相談
 - (3) 地域安全(労災職業病)センター活動の拡大のための取り組み
 - (4) 資料の収集と提供、機関紙等の発行
 - (5) 労働安全衛生等に関する教育、研究
 - (6) 内外の関係諸団体、医師、専門家等との協力、提携
 - (7) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

- 第5条 このセンターの会員は、次の3種とする。
 - (1) 地域センター会員 このセンターの目的に賛同して入会した地域安全(労災職業病)センター 又はこれに準じた団体
 - (2) 賛助会員 このセンターの目的に賛同し、

事業の推進を援助するために入会した者

- (3) 名誉会員 このセンターに功労があった者 又は学識経験者で、総会において推薦された 者
- 第6条 地域センター会員及び賛助会員になろうとする者は、入会申込書を議長に提出し、運営委員会の承認を得なければならない。
- 第7条 地域センター会員及び賛助会員は、総会において別に定めるところにより会費を納入しなければならない。
- 第8条 会員は、次の一に該当したときその資格を失う。
 - (1) 会員自ら退会を申し出たとき。
 - (2) 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。
 - (3) 地域センター会員及び賛助会員で、理由なく 会費を1年以上納入しないとき。
 - (4) その他総会の議決で会員として適当でないと 決定したとき。
- 第9条 既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役 員

- 第10条 このセンターに次の役員を置く。
 - (1) 議長 1名
 - (2) 副議長 若干名
 - (3) 事務局長 1名
 - (4) 事務局次長、若干名
 - (5) 運営委員 若干名
 - (6) 監事 2名
- 第11条 議長は、このセンターを代表し、会務を統括する。

副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、これを代行する。

事務局長は、常時会務を処置する。

運営委員は、運営委員会を構成し、会務の執行

全国安全センター規約・規定

を決定する。

監事は、このセンターの経理を監査する。

- 第12条 役員は、総会において会員のうちから選任する。 役員の任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。
- 第13条 議長は、運営委員会の議を経て、顧問を委嘱する ことができる。顧問は、会務に関し、運営委員会の 諮問に応じ、意見を述べることができる。
- 第14条 このセンターの事務を処理するために、事務局長 及び事務局次長その他の事務局員からなる事務局 を置く。その他事務局員は、運営委員会の議を経 て、議長が任免する。
- 第15条 議長は、運営委員会の議を経て、専門委員会や 特別調査会等の機関を設けることができる。

第4章 総会及び運営委員会

第16条 総会は、会員をもって構成する。

総会は、通常総会及び臨時総会とし、議長が召集する。

通常総会は、毎年1回開催し、活動方針及び予算の決定、役員の選出、活動報告及び決算の承認 その他このセンターの運営に関し重要な事項を議 決する。

臨時総会は、議長が必要と認めたとき又は総会 員の3分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事 項を示して請求があったときに開催する。

第17条 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。 総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって 決し、可否同数のときは、議長の決するところによ

総会に出席することのできない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、総会の成立及び議決については、出席者とみなす。

第18条 運営委員会は、議長、副議長、事務局長、事務局 次長及び運営委員をもって構成する。

運営委員会は、総会の議決した事項の執行に関すること、総会に付議すべき事項、その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項について議決する。

運営委員会は、議長が召集し、その運営は総会に 準ずる。

第5章 会 計

第19条 このセンターの経費は、会費、寄付金、事業収入、及びその他の収入によってまかなう。

- 第20条 このセンターの会計年度は、毎年4月1日に始ま り、翌年3月31日に終わる。
- 第21条 このセンターの決算は、総会の承認を得なければ ならない。

附 則

- 第22条 この規約の改廃は、総会の議を経なければならな
- 第23条 この規約は1990年5月12日より実施する。

会費規定

全国労働安全衛生センター連絡会議は、規約第7条の 規定の基づき、会員の会費に関する規定を次のとおり定め る

- 第1条 地域センター会員の会費は、年額1口1万円で1 ロ以上とする。
- 第2条 賛助会員の会費は、年額1口1万円で1口以上と する。
- 第3条 地域センター会員会費及び賛助会員会費には、 機関紙の講読料が含まれるものとする。
- 附 則 この会費規定は1990年5月12日より実施する。 1991年6月2日一部改正。

購読会費規定

第1条 全国労働安全衛生センター連絡会議の機関紙 「安全センター情報」の購読会費を次のとおりとす る。

> 1部 年額10,000円 2部 年額19,000円 3部 年額27,000円 4部 年額34,000円 5部 年額40,000円

10部以上 1部につき年額6,000円

第2条 購読会員は、規約第5条の会員には含まれない。

附 則 この会費規定は1991年6月2日より実施 する。



全国労働安全衛生センター連絡会議

〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階 TEL(03)3636-3882/FAX(03)3636-3881 E-mail joshrc@jca.apc.org HOMEPAGE http://www.jca.apc.org/joshrc/

東 京●NPO法人 東京労働安全衛生センター

〒136-0071 江東区亀戸7-10-1 Zビル5階 TEL(03)3683-9765 /FAX(03)3683-9766

E-mail etoshc@jca.apc.org

東 京 ● 三多摩労災職業病センター

〒185-0021 国分寺市南町2-6-7 丸山会館2-5 TEL(042)324-1024 /FAX(042)324-1024

東 京●三多摩労災職業病研究会

〒185-0012 国分寺市本町4-12-14 三多摩医療生協会館内 TEL (042) 324-1922 /FAX (042) 325-2663

神奈川● 社団法人 神奈川労災職業病センター

〒230-0062 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーポ豊岡505 TEL(045)573-4289 /FAX(045)575-1948

新 潟● 財団法人 新潟県安全衛生センター E-mail KFR00474@nifty.ne.jp

〒951-8065 新潟市東堀通2-481 TEL(025)228-2127 /FAX(025)222-0914

E-mail k-oshc@ica.apc.org

岡 ● 清水地域勤労者協議会

〒424-0812 清水市小柴町2-8 TEL (0543) 66-6888 /FAX (0543) 66-6889

京 都 ● 京都労働安全衛生連絡会議

〒601-8432 京都市南区西九条東島町50-9 山本ビル3階 TEL(075)691-6191 /FAX(075)691-6145

E-mail koshc@osk2.3web.ne.jp

大 版 ● 関西労働者安全センター

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602 TEL (06) 6943-1527 /FAX (06) 6943-1528

兵 庫 ● 尼崎労働者安全衛生センター

〒660-0803 尼崎市長洲本通1-16-17 阪神医療生協気付 TEL(06)6488-9952 /FAX(06)6488-2762

兵 庫 ● 関西労災職業病研究会

〒660-0803 尼崎市長洲本通1-16-17 阪神医療生協長洲支部 TEL(06)6488-9952 /FAX(06)6488-2762

兵 庫 ● ひょうご労働安全衛生センター

広島●広島県労働安全衛生センター

〒651-0096 神戸市中央区雲井通1-1-1 212号 TEL(078)251-1172 /FAX(078)251-1172

〒732-0827 広島市南区稲荷町5-4 山田ビル TEL(082)264-4110 /FAX(082)264-4110

鳥 取 ● 鳥取県労働安全衛生センター

〒680-0814 鳥取市南町505 自治労会館内 TEL(0857)22-6110 /FAX(0857)37-0090

愛 媛 ● 愛媛労働災害職業病対策会議

〒792-0003 新居浜市新田町1-9-9 TEL(0897)34-0209 /FAX(0897)37-1467

愛 媛 ● えひめ社会文化会館労災職業病相談室

〒790-0066 松山市宮田町8-6 TEL(089)941-6065 /FAX(089)941-6079

高 知 ● 財団法人 高知県労働安全衛生センター

〒780-0010 高知市薊野イワ井田1275-1 TEL(0888)45-3953 /FAX(0888)45-3953

熊 本 ● 熊本県労働安全衛生センター

〒861-2105 熊本市秋津町秋田3441-20 秋津レークタウンクリニック TEL(096)360-1991 /FAX(096)368-6177

大 分 ● 社団法人 大分県勤労者安全衛生センター

〒870-0036大分市中央町4-2-5 労働福祉会館「ハレイユ」6階 TEL(0975)37-7991 /FAX(0975)34-8671

宮 崎●旧松尾鉱山被害者の会

〒883-0021日向市財光寺283-211長江団地-14 TEL(0982)53-9400 /FAX(0982)53-3404

自治体● 自治体労働安全衛生研究会

E-mail sh-net@ubcnet.or.jp

〒102-0085 千代田区六番町1 自治労会館3階 TEL(03)3239-9470 /FAX(03)3264-1432

(オブザーバー)

福 島●福島県労働安全衛生センター

〒960-8103 福島市船場町1-5 TEL(0245)23-3586 /FAX(0245)23-3587

山 □ ●山口県安全センター

〒754-0000 山口県小郡郵便局私書箱44号

安全センター情報2000年8月号(通巻第267号)2000年7月15日発行(毎月1回15日発行)1979年12月28日第三種郵便物認可800円 JOSHRC: Japan Occupational Safety and Health Resource Center, ZBldg., 5F, 7-10-1 Kameido, Koto-ku, Tokyo, Japan 〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-12ビル5階 全国労働安全衛生センター連絡会議 TEL(03)3636-3882 FAX(03)3636-3881

MOSHRO E-mail: joshrc@jca.apc.org HOMEPAGE: http://www.jca.apc.org/joshrc/ MJOSHRC